

# 第1回定例会会議録

令和3年 3月 9日（火）

開 議 午前10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。

これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（五味高明君） 日程に従い、これより一般通告質問を続行します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
169	6	井 田 理 恵	新型コロナワクチン接種事業について
			令和3年度予算について
			国の少人数学級「35人学級」実現化 施策への町教委の展望は
189	7	内 堀 喜代志	生活基盤整備に向けた土地利用計画について
201	8	池 田 健一郎	町の老人福祉・介護保険事業計画について
216	9	市 村 千恵子	暮らしを支えるさらなる対応を
			高校生への通学補助の実施は

通告6番、井田理恵議員の質問を許可します。

井田理恵議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） おはようございます。議席番号6番、通告6番、井田理恵です。

このたび、私は3件についての質問を通告しています。新型コロナウイルスワクチン接種事業について、令和3年度予算について、国の少人数学級実現化施策への町の状況についてです。

1 件目、新型コロナウイルスワクチン接種事業について伺います。

なお、1 番の池田るみ議員の質問と答弁が重なる場合は、その旨、簡略化し、省略していただいても結構です。未確認や別視点での質疑で調整したく存じます。

一つ目、1 番です。町民への接種スケジュールや接種方法など、準備の進捗状況について、補足がありましたら伺います。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 接種スケジュールにつきましてでございますが、昨日の答弁で説明しましたとおり、現在、実施計画を策定し、準備を進めているところでございます。

また、接種方法につきましては、集団接種と個別接種の併用で実施することで調整をしております。

準備の進捗状況でございますが、町内医療機関との協議、それから緊急医療資材、薬剤の購入、簡易ベッド、パーティション等、会場設置のための必要物品等の購入を進めております。

接種順位につきましては、国のほうで重症化リスクの大きさ等を踏まえ、まずは医療従事者、それから次に高齢者、その次に基礎疾患を有する方、高齢者施設の従事者、60歳以上65歳未満の方、それ以外という形で順次接種を開始するとしております。

当町といたしましても、国の示す接種順で的確に接種を行えるよう、国、県からの情報収集等を行いまして、早期に皆様にワクチン接種の機会を提供できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6 番（井田理恵君） 分かりました。昨日の池田議員からの発言でも、全国の接種の人数を発表いただきましたけれども、県内としては、長野県としては医療従事者約6万人、それが3月から国立系の病院から始まって、これから3月にかけて医療体制の確保ということで医療従事者でございます。その後、高齢者は県内約65万人、これが4月の初めからの体制確保、その他の県民の方々には書類を準備して4月中に郵送ということで確認したいと思えます。

その中で、町長の招集挨拶で冒頭に丁寧に説明をされた中、私が再質問で用意し、お訴えしたいことに合致する大事な事項がありました。それは、できる限り早期に免疫の獲得者が増えるということ、接種の目的を明確に示されたことです。今回は、国を挙げての大規模な公衆衛生事業です。その目的で重要視されるのは集団免疫をつけることとされています。その専門性から評価の高い日本医師会COVID-19有識者会議評議員であり、感染症学会理事の長崎大学の森内浩幸先生からの直近のアナウンスでも、まさにその指摘があります。いかに迅速に効率よく行うかということです。これに限っては、その手法について、大変僭越ではありますが、町民の方々の利便性より優先すべきことと私は申し上げたいと思います。なぜならば、お一人お一人の都合にあわせてみんながばらばらに接種を行うのでは、集団免疫の出口が見えないからです。

一方、身体的・環境的事項で会場へ出向くことが困難な方々がおられます。その際は、集団と併用し、個別接種を病院、診療所がそれぞれの可能な限りの連携で分担し、町と協働で行っていただく。町担当課が調整力と専門性を十分発揮され、町長が言う一丁目一番地の大役を果たされるよう、万全な準備体制で臨んでくださるよう期待しますが、いかがでしょうか。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、まず、多くの方が免疫を獲得されるということが最優先になりますので、そのように慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） ありがとうございます。あわせて、町民の方々には、感染予防対策で生活様式の変化、自粛の対応が今までできたこと同様に、いま一步踏み出し、接種計画の調整にぜひ協力いただきたいと、僭越ながら私からもこの場を借りて何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、ワクチン接種について、十分な理解へ向けた効果的な周知の方策について伺います。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） ワクチン接種を円滑に進めるためには、住民の皆様に必要な情報を的確に提供することが非常に重要でございます。

高齢者の皆様を対象に発送する接種券に予診票、こちらを同時に封入するほか、ワクチン接種の効果や接種の回数、予防接種を受けることに注意が必要な人、それから接種を受けた後の注意事項、それから副反応等について説明を記載しました新型コロナウイルスワクチン予防接種についての説明書、こちらも同封して周知を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、ワクチン接種の予約方法や実施場所につきましては、詳細が決まり次第、接種券とは別に個別の通知を作成し、まずは高齢者の皆様から順次通知を送付するとともに、町の広報、それからホームページ、SNS、メール配信等を活用して周知に努めてまいります。

今回のワクチン接種につきましては前例のない事業でありまして、住民の皆様のご理解とご協力を得られるよう、国や県に設置されますコールセンター等の相談窓口と連携しつつ、町の保健福祉課に設置しますコールセンター、それから健康推進係を窓口に対応をしております。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 今、コールセンターの設置の部分をお話いただきました。町民の方々への丁寧な周知に努める姿勢を今頂きました。私からは少し別視点で、ワクチンそのものについて簡単な確認をさせていただきます。

新型インフルエンザ——COVID-19と正式名称ではいいます——に向けた日本で先行使用のアメリカのファイザー社、モデルナ社のワクチンについては、生ワクチンではなく、広義的には不活性化ワクチンであるということ。これは細菌やウイルスを死滅させ、毒性をなくし、ワクチン化したもので、かなりの比率で安全性を担保する。また、このメッセンジャーRNAワクチンは、新型コロナウイルスの遺伝情報をそれぞれDNAプラスミドとして人体に投与するものです。そして、細胞に入り、ウイルスのたんぱく質をつくることで免疫がつけられる仕組みとなっているそうです。接種方法は筋肉注射で、腕上腕部、三角筋の部位に針を直角に刺し、皮下脂肪の奥にある筋肉に注射します。1回目から21日または28日以上空け、2回目の接種となるものです。有効性は90%以上とされています。インフル

エンザとかが50%台に比べて、高い有効率とされています。接種判断資料として、大きくは接種を受けた本人のメリットは発症予防効果として大きい。高齢者、基礎疾患を有するハイリスク者はさらにメリットが大きい。これはワクチン提供のアメリカの疾病予防センターによるものですが、これはもっといろんなたくさん情報がいろいろメディカル的にも出ておりますが、簡単にイメージするというのも大事なのかなと思います。

いずれにせよ、任意接種であるゆえ、その判断は個人に委ねられています。日本感染症学会は、副反応などを含めた正しい情報を理解することが重要であると強調しています。ただ、現実的にはどうでしょう。メディカル公表がされ、メディアでも連日多くの情報が流れています。一方、科学的な情報については、その実、一般的に小難しく取っつきにくい印象の方がより多いように思います。

だが、不安要素は拭えない。町民の方複数からこれまで私のほうにワクチン接種で戸惑う不安の声がありました。その際、もう私は必要に駆られていろいろ雑学的にこういうこと、科学的な雑学が好き、好きというのも語弊があるんですけども、自分で知りたくていろいろしたところ、たまたま私の拙い雑学知識をお伝えしましたら、「何かすっきりした」とか、「分かった。不安がなくなった」とか、「できれば接種したい気持ちになった」と反応を頂きました。本当に僭越なことなんですけれども、素人でありながら僭越なことなんです、全ての人とその接種の判断伴う実施が図られる中、住民に必要とされる根拠資料については、あふれる情報の中でも身近なところにあることで不安が少しでも解消されればと願います。

ワクチン接種の準備事業で、準備業務で多忙と思いますけれども、まだ接種には少し時間もありますし、広報などで接種方法とは別に豆知識、ごみなんかと一緒にしてもいけませんけれども、豆知識として、専門性のあるようなことはいろんなところから引っ張って、信憑性のあるものを引っ張ってくるので結構だと思いますので、ワクチンの種類についてなどの簡単な情報などを載せてはいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 各個別に通知のほうは出しますけれども、それ以外の広報という形でございます。そうですね。分かりやすい内容のものを検討して、どう

いった形になるかはまだこの場では分かりませんが、広く皆さんにお知らせできるようにしてまいりたいというふうに考えます。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 被接種者への接種後の次に安全管理について、不安事項、アナフィラキシー、副反応などへの問合せに対応するコールセンターの設置について、要旨に上げました、ただいまお答えも頂きましたけれども、直近のところで県内医療従事者3例目、たしか4万6,000人ほどの中での3例目、女性のみということでしたけれども、入院措置、それから服薬で今安定しているというような直近の情報もあります。そういうことも皆さん一般的にはそういうトピックのことはなかなか皆さん耳に残ったりするようなことですので、不安を改善、解消するためにも、前質問の今の答弁で補足の部分があればお願いいたしますし、なければ結構でございます。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 補足ということではないんですけれども、被接種者への接種後の適切な安全管理につきまして、接種後の体調不良時に紹介できる専門機関の構築を現在国のほうで進めているところでございます。専門機関の構築のほうを待ちまして、医療機関と十分に情報共有を行い、安全な体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、集団接種の会場設営に関しましては、看護職が接種後の体調観察を行うとともに、必要な緊急医療物品を適切に配置し、接種直後の重大な副反応に対応できるよう準備を進めております。

さらに、集団接種については、万が一の救急搬送に迅速に対応できるよう、事前に実施日を消防署に連絡し、連携を取っていく体制で臨んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 次に入ります。令和3年度予算について。

まず、通告内容につきまして、関連どおり、予算案提出前の通告締切りですので、ずれがありますことをご承知ください。

昨年より続くコロナ禍は、多くの特別支出と法人町民税という基軸となる自主財源の大幅減少が見込まれ、予算編成において大きな影響となると推測していました。歳入では町民税は約9,650万円が減額となっていることを確認しました。この自主財源減に対し、国・県からのコロナ対策関係事業への歳入が予想以上に大きく、依存財源が多く見込まれたと理解いたしました。したがって、提出された予算からは、事業の大きな方向転換の必要性はないと見ましたけれども、新年度予算でありますアナウンスいただくとあわせて、先送りや修正予測が考えられる事業があればお示しをお願いいたします。

○議長（五味高明君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 第5次長期振興計画の後期基本計画のスタートの年となる令和3年度一般会計の当初予算につきましては総額64億427万円で、前年に比較して3億5,852万円、5.9%の増となっております。

主な事業につきましては、今後の御代田町のまちづくりの方針や方向性を示していくための重要な計画となる立地適正化計画、都市再生整備計画を令和4年度までの2年間で策定するための業務委託を計上しております。

また、農業振興地域整備計画総合見直し事業として、こちらも令和4年までの2年間かけまして農振の見直し事業を実施するための委託料を、また、土木費では、社会資本整備総合交付金事業で継続路線の事業とともに、新規の路線となる谷地沢大塚線の測量設計委託料を計上しました。

さらに、久保沢川や梨沢川などの河川の緊急浚渫事業や災害に備えた停電時の充電スポット開設用備品の購入費、災害情報の多重化を図るための防災行政放送チャンネル構築事業を計上し、住民の安全、安心を確保いたします。

新型コロナウイルスの関連事業としましては、国では4月12日から高齢者の接種を開始すると言われております新型コロナウイルスのワクチン接種事業を、またコロナ対応の地方創生臨時交付金を受け実施をいたしますプレミアム付商品券事業、テークアウト事業応援補助金の延長を、そして経営健全化支援資金の利子補給金、計上させていただいております。

そして、コロナ対策として2年度の7月から実施をしました小中学校の給食無償化の本格実施するための予算計上もしているところでございます。

ご質問の先送りや修正が予想される事業についてお答えをいたします。

まず、コロナ禍のため、役場庁舎に設置予定であります急速充電設備工事費を令和2年度から令和3年度に先送りをいたしました。3年度に予定していた事業で先送りした事業はありませんでした。

また、修正が予想される事業につきましても特にございませませんが、本議会冒頭の町長挨拶にもありましたとおり、令和2年度と比較しますと、コロナの影響から歳入では主に町税が9,513万円の減額となっております。

歳出では普通旅費について、引き続き、コロナ禍による移動の制限や会議等がリモートで実施されることを想定いたしまして、約64万円減額をしております。こちらの経費につきましても、コロナが終息した折には必要に応じて補正予算での増額を計上する予定となっております。

なお、龍神まつり等のイベントにつきましても当初予算で計上しておりますが、状況によっては令和2年度と同様にコロナウイルス感染症予防を最優先するため、調整せざるを得ない場合もあるかと存じますが、ご理解を頂きたいと思っております。

今後、施設の使用料など、財源確保について厳しい状況にありますが、このコロナ禍に対応すべく、職員一丸となりましてコスト意識を持ち、予算の執行に当たってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 今、予算の概要、肝を押さえた答弁を頂きました。そういう意味でも、新年度予算ですので、少しアナウンスをしていただくということが大事なかなと思われました。何回でもいいと思っております。そして、皆さんの一生懸命のご努力も伝わってまいりました。

そんな中、急速充電器、今、ちょっと浮いているのが急速充電器だというのは、答弁のとおり、これまでの計画の経過を不落になったこととかをあわせて見守って私もまいりました。令和3年度の事業計画で、役場庁舎整備委託料として今ご発言もありましたので私も用意してはいたしましたが、急速充電器の設備工事2,038万6,000円が予算計上され、よかったと思っております。国は世界の条例にのっとり、昨日もありましたけれども、2015年のパリ協定による温室効果ガス削減のため、ゼロカーボン社会に向け、2020年から2035年頃までをめどにガソ



リン車のみの自動車生産を廃止するとの方針を出しています。水素燃料の将来性などもうたわれますが、現実的にはEV車が主流となるようです。よって、今後、公共の場、特に役場などにおいては急速充電器設置はSDGs、サステナブルな社会の役割上にも必須になると思われまます。町内自動車事業者さんからの業界情報もそのようでした。

また、充電器は災害の際の停電に対応することも可能と存じます。その辺の確認と、できましたらこのことについてだけになるとちょっと申し訳ないんですけど、内訳について補足があればお願いいたします。設置時期や充電器の台数とかについて、補足が説明があればお話しただければ。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それでは、お答えいたします。

設置の時期でございますが、設計自体は終了してはいますけれども、新年度、また労賃ですとか若干上がるような状況もありますので、見直しを早々にかけながら早急に事業発注していきたいと考えております。

設置基数につきましては、当初からの予定どおり2基を予定しております、停電時の対応なんですけれども、200Vの電源を使うということで、直接電線からその充電器用の電源を引き込まなければいけませんので、停電時には残念ながら充電器のほうは使えない状況です。役場の非常電源とは切り離して使っていくというふうに考えております。設計しておりますので、停電時等には使えないというのはご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 分かりました。

次に、小園町長に伺います。多岐にわたる町民ニーズに対して、今後すぐに着手不可能な事業や、ただいま答弁にありましたコロナ禍事情で祭りやイベントなど縮小や中止を余儀なくされる事情もあるとのことですが、できることと——当然でございます、それは。できることとあわせて、できないときこそ、理事者からの丁寧な説明は安心や信頼につながると捉えるところでは。これまでもされてきたと思っておりますけれども、政治手法を経験を糧に常にアップデートを目指す小園町長と

認識しております。また、情報発信面ではたけていると認知され、期待するところ  
ですけれども、いかがでしょうか。

2月の全員協議会での発言で私が印象に残ったのは、情報発信について、SNS  
など、リアルタイムの流動性情報をフロー情報と言われ、そして、広報などの紙ベ  
ースの形での残る情報をストック情報として両方を有効に発信したいなどとの、ちょ  
っと記憶がはっきりしていなかったら失礼なんですけれども、発信にとても感心し  
た記憶がありますので、よろしく願いいたします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

ご質問の本筋の話までで今情報の話を頂きましたので、本会議の場でも若干ご説  
明したいと思います。フロー型情報とストック型情報ということだと思います。

フロー型情報というのは、SNS、つまりツイッターですとかフェイスブックで  
すとか、情報をリアルタイムに出して行って、古い情報はどんどん後ろに流れてい  
くタイプのフロー——流れるということなんですけれども、流れていくような情報発信  
です。

ストック型というのは、何ていうかな、その場所に行けばいつでも同じように見  
られる情報ということでありまして、ホームページが代表的なものなんですけれど  
も、実は私、先日、もう十分情報発信していると思われがちなんですけど、どっちな  
と云ったらフロー中心に構築していて、ストック型の情報発信が私自身まだ少し不  
足しているなど。多分、過去のいろんなことと比べても相当やっているほうではあ  
るんですけれども、さらにストック情報を追加していきたいということで、ブログ  
サービスのノートというところ、小文字でnote——ノートという、今、恐らく  
全国で一番使われていて、しかもフロー型のSNSとの相性がいい情報発信のノー  
トというサービスがありますが、そちらでの発信をスタートさせております。

昨日も財政調整基金ってこういうものなんだよという説明を実はしているような、  
そういった記事も書かせていただいておりますけれども、140字、ツイッターだ  
と140字ですが、そういった情報で収まらないもの、また、流れていかないで後々  
見ていただきたいときにいつでも見ていただけるようなもの、そういった情報発信  
を進めてまいります。そしてまた、これはまだ時期がはっきりしませんけれども、

役場全体としてもノートの運用をスタートさせたいという考え方をしておりますので、あわせてお知らせ申し上げます。

さて、町民ニーズに対して応じられない場面も生じると考えるということございまして、確かにそういったところでフロー型とストック型、両方の説明を効果的にしていくと。もちろん、今のはネット上の話でありますけれども、当然ながら、紙の広報というのも、私はもともと紙のメディアの出身ですので、大変重視しているところでございます。

確かに町民の皆さん一人一人のご希望を細かく全部聞いて答えるとなると、役場のマンパワーがそもそもコロナ禍で関係なく限界はあります。また、財源も当然ながら無限ではありませんので、細かく全部答えるというのは難しいだろうということになります。また、個別の要望に個別対応して一々一つ一つ答えるということは、実は公平性の観点からしてもあまりいいことではないかもしれないというところがあります。

最近、自助、共助、公助ということが政治的に曲解されているような嫌いがあるかなと。あたかも悪いことのように言われがちなんですけれども、御代田町の町民の皆さんは、実は既にかかなりの部分は自分でできることは自分でやろう。そして、それができなければ、区など、地域等の助け合いでやっぺいこう。それも無理なら行政による支援を受けようじゃないかというようなご努力をもう既に高度に実践されているのが御代田の町民なのかなと感じております。ぜひ、今後も無理はされなないでいただきたい。町に頼っていただけるところはどうか頼っていただきたいとお願いしたいとは思いますが、自分でできることは自分でやろうという自主性も十分に尊重しながら町政を進めていくこと、これは近隣の市町村との合併を選ばず、自立を選んだこの御代田町としての教示でもあるというふうに考えております。個人、地域、行政の役割分担の在り方を皆様と共有していくことが大変重要であろうと考えております。

さて、先ほど企財課長からも説明ありました。実は今のところ具体的にこれをお待たせしてしまっていますという事業は、そんなに大きな規模のものではありません。急速充電器についてもどちらかというところ、町で用意している予算に対して、事業者さんが今は非常に急速充電器っていろんところにつき始めていますので、事業者さんのほうが強気という部分もありまして、なかなか難しいということであり

ます。なので、町の事情として先送りしているというのは実はあまり出てきていないと。今年度は新型コロナの状況において独自の給付金の支給、プレミアム付商品券、テイクアウト割引など、この地域をリードするような取組ができてきたと考えております。

ただ、新年度はいろんな予算上の工夫をしまして、県内で2番目に安い介護保険料は据え置き、また、国保税の資産割も少し時間はかかりますが、7年かけて0に持っていくというわけであります。こういう町民負担の低減、一見、支払ってもらわないということは簡単そうに見えると思います。ですが、中長期の歳入歳出の予測など、かなり綿密に分析した上で無理がないかしっかり確認してから判断しておりますので、担当も当然ながらかなり手間をかけてくれてますし、私も慎重に考えて考えて、考え抜いた上で実行しております。

また、さらには、今後のまちづくりを見通した準備としまして、今年度は各種計画の策定作業に入ることも先ほどご披露したとおりでございます。中長期でも安心していただける施策の展開につなげてまいります。

また、アピールめきますが、今年度はふるさと納税、今日現在で、実は議会の初日からまた数字が動いております。2億2,000万円を超えてきております。実はありがたいことに返礼品要らないという方もかなり実はいる。また、わずかでいいという方もいらっしゃって、普通半分ぐらい残れば十分なんですけど、プラス1,000万ぐらい、手元に恐らく1億2,000万ぐらい残るかなと思います。そういった歳入増の努力のかいもありまして、コロナ禍においても公園のトイレ改修など、むしろ予定を早めようといったものも出てきております。また、公共施設のLED化、先日来、話をさせていただいておりますが、恐らく当初計画より2年以上早く完了していくということでありまして、こういったコロナ禍の難しい中でも素早い対応をさせていただいているところでございます。

役場のやる仕事の中には、遠方の方と会わなければ進まない仕事もございます。土地の確定とか、そういったところで直接会わないとトラブルになるそういうものはなかなか進められない事情もございまして、様子を見つつじっくり進めているものもございまして、やれるものは先ほどから披露させていただいておりますように、むしろ予定より早く進めるなどして全体のバランスを取っていかうと。そういう努力の中でお仕事させていただいております。

また、井田議員をはじめ、議員の皆様におかれましては、具体的にここが遅れている。何とかしてみてもどうかということもご指摘いただければ、また役場として検討してまいりたいと思いますので、またご教示いただければと思います。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 今、また重ねて熱い方針、それから施策についてお話しいただきました。そして、情報発信についてお聞きしたわけでございますけれども、本当にこれは何度聞いてもいいと思います。そして、その中で、今、情報についても今確認しました。紙ベース、それからストック情報ですか、それからフロー情報、両者をあわせて、また、一番大事なものは、町民等の現場によく足をお出向きになると思います。そういったときに、いわゆるフロー発信情報では全然分かっていない、分かっていないというか、ちょっと苦手な年齢層の方もたくさんいますので、そういう中でアナログ的な情報や呼びかけ、そしてお話をされることを今後も期待しますし、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、最後に、ここの質問から、今、町長語られたので、予算ということで、いろんなことが今依存財源が多いですので、そういう部分ではお金は入ってくるかもしれませんが、私もいつも言うんですけれども、未来にツケを残さない、子供たちにツケを残さないということをいつも願っています。ですので、今がよければいいということだけでなく、しかも、でも、それに対して綿密な計画、予算計画をしっかりと立てて今のこの状態を保っていただけるということで、皆さんに還元しているということを確認しましたので、すみません、予定もなかったんですけど、今お話を頂きましたので、私の思いも述べさせていただきました。

次に入ります。国の少人数学級35人学級実現化施策への町教委の展望について伺います。

政府は、令和3年2月2日、公立小学校の1学級当たりの上限人数を35人とする義務教育標準法改正案を閣議決定しました。長野県では県費で平成14年から21年にかけて、信州こまやか教育プランの推進により、全小学校、25年には全ての全中学校それぞれ全学年で30人規模学級として実施しています。上部機関の財源が県から国へ移行したということで、学校現場に特段変動はないのか。40年ぶりの教育改革という意義は大きいと考え、このたび質問に上げました。町教委の取り組む

教員配置、学級編制の現状を併せてお願いいたします。

○議長（五味高明君） 木内教育次長。

（教育次長 木内一徳君 登壇）

○教育次長（木内一徳君） それでは、お答えいたします。

井田議員のおっしゃるとおり、公立小学校の学級編制を35人に引き下げる公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務教育標準法の一部を改正する法案が先月2月2日に閣議決定され、5年間かけて小学6年生まで1クラス35人に引き下げるとされたところでございます。

学級は児童生徒一人一人の多様な能力や創造性を最大限に伸ばす場であり、多様な価値観の中で生きる子供たちに確かな学力をつけ、豊かな心や個性を育む場となります。また、きめ細やかな指導を継続していくためにも、学級編制は大変重要と考えております。

当町の小中学校における対応状況についてお答えいたします。

長野県教育委員会では、県内の公立小中学校の学級編制について、独自に学級編制基準を設けております。この基準に基づき、全国に先駆けて平成14年度から信州少人数教育推進事業として、小学1年から中学3年まで1学級当たりの人数が35人以下となるよう、30人規模学級を取り入れております。これにより、当町の小中学校における学級ごとの人数は35人以下で編制しております。

ちなみに、町内の小中学校の規模に違いはありますが、各学校における人数は、一番多い学級でも北小が23人、南小が31人、中学校が35人となっております。

当町でも、信州少人数教育推進事業により、35人以下で学級編制をしているわけですが、学級編制とは異なる町独自の対応について併せてお答えいたします。

北小には学習支援員4人と理科専科講師1人、南小には学習支援員5人、両小学校兼務で外国語講師が1人、英語学習支援員が1人を配置しております。中学校には学習支援員が1人、不適応支援員が1人、中間教室講師1人、心の教室相談員1人、外国語講師1人で、合計17人を町単費で配置しております。

県の予算による配置については、学校規模や学級数に応じて必要な教職員が配置されているところでございますが、その中で国が定める学級数に応じて特定の教科、音楽や理科、こちらを専門に受け持つ先生が配置されるようになっているところでございます。しかし、北小の場合、国の基準に当てはまらないため、理科を専門に

受け持つ先生が配置されておられません。両小学校で教育格差が生じないように、町独自に理科専科講師として1名を配置しているところでございます。

これらの教育施策や取組により、学校ごとの様々な教育課題や児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな学習指導に柔軟に対応できるよう町として努めているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） ただいま教育次長から町費での、県費のほかに町費で17名、3校合計児童生徒数1,266名です。そんな中、町費での先生の配置も17名ということで、教育環境の充実を図っているということが十分分かりました。

そんな中、毎年、これは全体的な話なんですけれども、県と市町村議会の大多数、当議会もしかりでございますけれども、上げております国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書では、これまで県としてもう施策はあるけれども、財政的負担が大のため、本来配置されるはずの小学校の専科教員配置の不十分さ、臨時的任用職員の配置での対応などの課題について、教育の予算の増額を求めています。これはこの議会、町議会でもそうですけれども、県と併せて出しているということです。

今ご説明にもありましたけれども、当町は理科の専科もそうですけれども、専科教員の配置というのが学校によってどうも調べてみますとあるところとないところがあるということです。ないところがいけないということではなく、どうしてもそういう規模にあわせていろんな事情があるんだと思います。でも、しっかりと町は獲得をしているということを今確認いたしました。教育長をはじめ、皆さんの、何というんですか、教育的な先生、教育長もいろんな顕職なされて、教育の顕職をなされてきたこともありますけれども、多いからいい、少ないから駄目ということでも、これも一概には言えないと思います。そういう現実的事情の中があると思います。しかし、この当町だけではなく、全体的な話ですけれども、まだまだそれでも足りない部分があります。財源が国から、国に今度は行きますので、もちろんいろんなところで少し教育予算の幅も出てくると思います。そんな中、顕職として手腕を振るわれた茂木教育長の俯瞰的な視野から、今後の展望と少人数学級から得られる教育的効果について、改めて専門的所見をお願いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 茂木教育長。

（教育長 茂木伸一君 登壇）

○教育長（茂木伸一君） 最初に、少人数学級あるいは少人数学習集団による教育的効果についてお話しさせていただきたいと思います。

先ほど教育次長から説明ありましたように、長野県では全国に先駆けて平成14年度から35人以下で学級編制ができるよう、県独自に30人規模学級編制事業を取り入れまして、小学校1年生から順次実施してまいりました。平成23年度からは中学校1学年にも拡大し、平成25年に小中学校全学年にわたって30人規模学級が導入できる体制となり、現在に至っております。当然、当町もその恩恵をたくさん受けてまいりました。

なお、そんな状況の中で学んだ子供たちが、本日、公立高校の後期選抜試験に臨んでおりますので、健闘を期待したいなと思っております。

この間、この事業を取り入れた学校、市町村教育委員会では、その成果を毎年報告書として県に提出しております。また、文部科学省でも同様な事業を展開しておりますので、全国の自治体や教育関係団体等から、その都度、成果や報告を集約しております。それらに目を通させていただき、議員お尋ねの少人数学級実現から得られる教育的効果について、学習指導と生活指導、二つの面から端的、焦点的にお答えしたいと思います。

まず、学習指導面では、一つとして、一人一人に目が行き届き、個に応じたきめ細かな学習指導が行え、学力向上に効果がある。2番目として、発言、発表など、子供一人一人の活躍の場が増加している。3つ目として、ノート指導、作品等へのコメント等が丁寧にできる。4つ目として、低学年の少人数学級実現により、幼児教育から小学校教育への円滑な移行が図られている。このような報告が目立っております。

次に、生活指導面では、1として、一人一人に目が行き届くとともに、配慮を要する子供に細やかな対応ができるようになってきている。2つ目、基本的な生活習慣の確立や望ましい学級集団づくりを行いやすくなり、子供たちが落ち着いて学校生活を送れる面がある。3つ目として、様々な問題行動や不登校等への早期対応、改善、予防に効果がある。4つ目として、教室にゆとりのスペースが生まれ、密を避けやすくなり、生活及び学習環境が向上する。以上のようなことが集約できるか



など考えております。

次に、国がこのような政策を行うことにより、議員おっしゃっていただきましたように、県で行っていた事業に対して今度は国の補助がつくという形になって、補助といたしますか、国が面倒を見る形になっていきますので、そのような施策の面が、知っている中では教育費以外のところに使われる可能性も逆に言うとも出てくるわけでございます。基本的に教育に使われていた費用をなるべく教育のほうに使っていただくよう、市町村教委連絡会等でその方向を今県のほうに要請しているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） ありがとうございます。今、教育的効果、また私も後で復習をさせていただきたいと、自分の中で復習をさせていただきたいと思います。今につきましても、最後につきましても、地教委や市町村連絡協議会でも教育長、発信していただいて、また県のほうにも上げていただく、そのようなお努めもぜひそのままお願いできればと期待、希望を持ってました。

最後に、南北小学校おのこの児童予測数にあわせた教室など、環境整備についてお聞きします。

○議長（五味高明君） 木内教育次長。

（教育次長 木内一徳君 登壇）

○教育次長（木内一徳君） それでは、お答えいたします。

先ほど学級編制についてお答えしたとおり、現時点での学級は35人以下で編制しておりますので、義務教育標準法が改正しても、教室の数は十分足りている状況でございます。

今後、子供の数により学級数が減少した場合、逆に教室が余ってくる可能性があります。その場合、学校ごとに取組は異なりますが、学習室や相談室など、様々な活用方法があり、既に南小では児童の多様化に対応したスペースとして英語教室や通級指導教室などとして活用しております。

なお、未就学児を含めた今後の児童生徒数ですが、卒業や入学に伴う入替えにより、人数の増減はある程度想定されるところでございますが、教育委員会においても人数の把握漏れが生じないように、児童生徒や未就学児の推移を毎月確認している

ところでは。

将来にわたって適正な規模の児童生徒数や学級数を維持していけるよう教育施策を進めるとともに、子供たちによってよりよい学びの場となるよう教育環境の整備に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 今、少子化でいかに当町でも教室は余剰してくるということを実感いたしました。今後も、でも、その中でそれをいかに有効活用するかという視点においていろいろ工夫していただくということをお願いしたいと思っております。

すいません。ほっとしたところで茂木教育長に、最後にちょっと時間があるので、もう一点確認をお願いしたいことがあります。

国はやっと35人学級実現に追いつきました。アクティブラーニングなどにより、きめ細かい指導では30人定数が理想との意見も現場が多くあるようです。私も今回、現場、いろんな立場の先生、町内の先生は控えました。4人ほど聞き取りをいたしました。実際、校長先生を含め、4名聞き取りをしましたがけれども、実際、30人学級というのは私立学校などでは始まっています。私は今回、地方自治体としてこれをしろと、そういう話ではないんです。将来の展望として30人学級、30人規模学級ではなくて、30人を定数とする発想というのも選択肢としていかがか。もう将来的な話で結構でございます。これも意見、いろいろ賛否両論も出てくるかと思っておりますので、物理的、予算的なことももちろん絡んできます。ただ、そういうアクティブラーニングというよくもうこの何年か前から言われます。丁寧に一人一人を伸ばすという能力にかけてはそういうことも今言われていますけど、その点について一点お願いしたいと思っております。

○議長（五味高明君） 茂木教育長。

（教育長 茂木伸一君 登壇）

○教育長（茂木伸一君） 大変重要な点のご質問ありがとうございます。

現在、国が進めておりますのは、議員ご案内のとおり、35人以下の学級規模でございます。しかし、先を見据えますと、井田議員おっしゃいますように、本当にその人数でよいのかということを考えてみますと、既にOECD諸国等におきましては30人を割っている、平均するとそういう学級規模が標準になってきておりま

す。

また、文科省のほうで主催しております、諸会議等におけるアンケート等におきましても、既に全国PTA連合会、あるいは全日本中学校長会、全国小学校連合校長会等のアンケートにおきましても、35人で本当に適切かどうか、議員ご案内のように30人、あるいはそれ以下を目指す方向がもう主流になってきておると。実際、保護者の方の全国のアンケートによりますと、保護者が思う適正なクラスの児童生徒数は30人と答えている保護者の皆さんが45.4%、つまり半分に近いということでもあります。また、20人と答えている方も16%、こういうことを考えますと、さらに先を見通していけば、35人という規模でいいのかどうかということとは議論の余地がもちろんあると思います。

しかし、これは当然財政的な面もあり、また、皆さんご承知のとおり、最近、教員を目指す方が少なくなっているということもありますので、一長一短にすぐ簡単にできるわけではありませんけれども、そういう方向を考えていくことは非常に重要な方向ではないかと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 私からの回答も予定はないわけでございますけれども、予算を預かる立場として一言お話ししたいと思います。

人数少ないというのがよろしいということは、いろいろな点、エビデンスがありまして妥当なところだと思っております。

一方で、教育経済学という学問がありまして、その観点、私も実は少人数学級というのはかなり関心を持っていろいろ調べていたこともありまして、いろいろ考えてみましたが、あるところに少人数を進めていくと、多分40から35人に減らすところの効果はすごく大きくなるんですけど、それがだんだん減るに従って、かかる金額よりも効果が少なくなる時点が来てしまうということも言われておりまして、いろいろ我々としては政策オプションがあります。少人数以外にも政策オプションがたくさんある中で、より小さい金額でより効果を生むオプションというものもまだほかにはあるのではないかと、そういう観点も、予算を預かる側としては大事な視点であります。

なので、人数少ないほうがいいなというようなことは当然あるわけですがけれども、今、御代田町としてほかにやっているいろんな方策との比較の中でどういうふうに進めて、もし町が単独で進めていくのであればどのようにしていくのかということは、ほかの政策オプションとの比較という観点も重要なことだと思っております。

ちなみに、私は中高は55人学級でしたので、多いから悪いということではないかなという気も実はしております。

そういったことで、予算としてはより少ない予算で大きな効果を生むのはどうしたらいいのかということ、常に考えてやってまいりたいと思っておりますので、またお気づきの点ありましたらいろいろとご指摘いただければ幸いです。

ちょっと余計なことだったかなと思いますけれども、以上お答えします。よろしくお願ひします。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 今、小園町長からも教育に対する思いをお聞きしました。

終わりに、今、最後、教育の観点でお聞きしましたけれども、今もお話しいただきましたけれども、今進めている町の公設塾につきましても非常に評判がいい。町内外からも、そういう意味では私はいつも思うんですけれども、ほかがやっているからそれを全部かき集めていったらもういっぱいになっちゃいます。うちうちの独自のものがいっぱいあります。ですので、参考資料としていろんな町や市町村というのも参考にしたいと思います。ほかの議員の皆さんもそれが仕事ですから、それもおっしゃられる。私もそういう気持ちもありますが、町独自のものはたくさんありますので、教育的な事業についても憎たらしいくらいにいろいろとてもありがたいと、本当にそんなにすごかって感謝、町への感謝を頂くと、同じようなうれしい気持ちになります。ですので、保健事業も、教育も、そして、ほかいろいろ経済産業的な必要事業も待つことなく、コロナでも待つことなく進んでおりますので、町内外からの迅速な町内外からもそういった声を頂いています。それは迅速な決断力というのはリーダーにはとても必要なこと、意思決定力があるかないかで全然違うと思えますし、それが小園町長、また、内堀副町長、茂木教育長、理事者の方々のリーダーシップに基づいて、職員の方々のチームの実行性が今申し上げましたけど評価されていますので、ぜひ歩みを止めることなく前進をしていただきたいと思えますし、追いついていきたいと私も努力したいと思えますので、よろしく

お願いします。

これで一般質問を終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、通告6番、井田理恵議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。

（午前10時58分）

（休 憩）

（午前11時11分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告7番、内堀喜代志議員の質問を許可します。

内堀喜代志議員。

（1番 内堀喜代志君 登壇）

○1番（内堀喜代志君） 通告番号7番、議席番号1番、内堀喜代志です。本日2番手になり、一般質問2日目の昼食前の時間帯ではありますが、飽きがこないように元気よく一般質問します。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により疲弊した町内の飲食・宿泊業者向けに、県の交付金を活用したとしても破格の30万円給付を進めることについて、飲食・宿泊業者にとっては一息つける非常にタイムリーな事業であると、関係者からお礼の言葉がありました。あわせて、このことをぜひ定例会本会議の場で取り上げてほしいとの強い要望があったことを付け加えます。

また、新年度予算で、みよたんお持ち帰り大作戦の継続やプレミアム付商品券事業など、近隣市町より素早く企画実施することは、町政への期待をより確実にする事業と考えます。町長、副町長を中心とした良好な連携から生み出されるスピード感ある施策であると他町村の議員も言っていました。

それでは、一般質問の本題に入ります。件名は、生活基盤整備に向けた土地利用計画についてであります。

現在、町では、平成28年度から始まった第5次長期振興計画の後期基本計画の見直し作業は終盤になっていると聞いています。まちづくりの最上位計画と位置づける長期振興計画で、土地利用はその根幹を担う事項と考えます。

それでは、通告に従い、一般質問を進めます。

まず、1項目め、御代田駅周辺の面的整備の基本的な考え方はどのように進める

かお聞きします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

御代田駅周辺道路の整備状況は、駅南側、駅前の都市計画道路御代田駅大林線、西側の都市計画道路御代田佐久線——かりん道路になります。北側の町道御代田停車場線、東側の栄橋、栄橋から北側に町道小田井追分線、塩野御代田停車場線など、駅を囲む主要な幹線道路は車道2車線で歩道が確保されており、おおむね完了しております。

御代田駅を中心に半径500m圏内には、役場、エコールみよた、龍神の杜公園、中学校など、公共施設と金融機関や商工会議所、栄町商店街、駅前商店街などの商業施設が多くあります。

また、都市計画道路御代田佐久線——かりん道路は、町内でも特に交通量の多い道路で、沿線には飲食店や生活必需品を取り扱う多くの商業施設が点在しております。

近年では、株式会社ヤッホーブルーイングの移転や株式会社アマナによる写真美術館の開館が予定されており、周辺施設との相乗効果が期待されております。

昨日、都市計画道路東原西軽井沢線の必要性について答弁させていただきましたが、西軽井沢方面からの避難路及び駅北側を結ぶ道路は、生活道路としての利便性の向上と住宅地としての開発が見込まれます。定住者の増加を期待するとともに、駅を利用される人も増えてまいります。

現在の駅前ロータリーの利用状況は、朝夕の送迎時間帯ともなると、送迎車の駐車やその中を通る車、また、その間を通る人々で大変混雑しております。このような駅前ロータリーの混雑状況を緩和させる対策が必要になります。

また、駅周辺には、旧役場庁舎跡地や駅北駐車場などの町が所有する公有地があります。将来のまちづくりの在り方を見据えた中で、このような公的不動産の活用や栄橋から南側の道路整備を含めて、御代田駅周辺の一体的な整備について、地域の方々と地域の大切な資源の有効な活用方法などを多くの皆様の意見を聞きながら立地適正化計画を作成してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 今、後ろのほうからいつまでにやるんだというアドバイスを頂きました。非常にすぐにできることとすぐにできないこととあるんですが、その辺のスケジュール感とか財源確保に向けた方策をお聞かせください。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

立地適正化計画は令和3年から4年の2年かけて実施いたします。策定については事業費の2分の1が国庫補助の対象となっております。

立地適正化計画では、東原西軽井沢線の整備をはじめ、周辺道路の整備、旧役場庁舎跡地の活用などを位置づけてまいります。まずは、東原西軽井沢線の整備を最優先に考えており、駅周辺の整備については、東原西軽井沢線の進捗状況を勘案して実施の時期を検討してまいります。

また、財源の確保につきましては、現時点では具体的な検討には至ってはおりませんが、事業の実施においては、国の補助事業または民間活力による整備など、様々な手法を検討し、安定的に財源が確保できるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 町民の期待が非常に大きい駅前整備、あと東原西軽井沢線の整備であります。公式的には簡単に答えられるスケジュール感とか財源確保ではないと思いますので、この辺はまた後でまとめて町長に聞きます。

じゃあ、次の質問に移ります。

御代田駅周辺の整備とあわせて、町の中心部の発展のために、旧役場跡地の有効利用は町民の期待が大きい事業です。さきの中学生模擬議会での議論を踏まえて、旧役場跡地の有効利用についてお聞きします。

○議長（五味高明君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、お答えをいたします。

旧役場跡地につきましては、現在、職員駐車場のほか、一部を倉庫用地として利用をさせていただいているところです。

また、県によります浅間山監視システムも設置されており、佐久建設事務所のホームページからは、リアルタイムで浅間山の状況を確認できるようになっております。

面積につきましては、一部の借地部分も含め、約1万5,000m<sup>2</sup>ほどありますが、駅周辺の整備も考慮する中で、この土地をどのように活用していくのか、これから検討を進めていくというところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） これから検討を進めていくということですが、これも併せて、これからどのようにどう検討を進めていくのか。もう少し具体的な答弁が欲しいと思いますので、再度答弁をお願いします。

○議長（五味高明君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

先ほど建設水道課長から答弁と重複する部分になりますけれども、町では来年度から2年間かけまして、居住機能や都市機能等の誘導により全体を見通し、生活に必要な機能が近接する効率的で持続可能なまちづくりを目指すコンパクトシティに係る立地適正化計画、こちらの策定に着手する予定でございます。

立地適正化計画につきましては、駅周辺のにぎわいの創出、東原西軽井沢線の整備、町の中心といえる旧役場跡地の活用方法も考慮した中で検討していくこととなります。

また、併せて、立地適正化計画の方針に基づいた第3期の都市再生整備計画も2年間かけて策定をいたしまして、この中へ東原西軽井沢線の整備等、具体的な事業を位置づけていくこととなります。

旧役場跡地の活用検討についてはこれからになりますが、その活用方法により、事業実施に当たっては、都市再生整備計画やその他の国庫補助事業、また、民間活力の導入等、様々なものが考えられると思います。そういった観点の中で、財源の確保というところも、町の財政に負担がかからないよう検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀議員。



○1番（内堀喜代志君） 駅周辺ですとかその周りには、今お話にありましたようなコンパクトシティに代表されるようなヤッホーブルーイングですとか、エコールみやた、アマナ、また、今話題の旧役場跡地など、主要な施設がそろっているわけです、この御代田町は。その辺の主要な施設の相乗効果が期待できるような方策をぜひ考えていただきたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（五味高明君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

昨年の令和2年度には、御代田駅北側の空き店舗へ、ビール製造メーカーである株式会社ヤッホーブルーイングの本社機能が移転となりまして、一部ビールの製造も行われております。また、3月16日には、サンライン沿いの旧苗畑跡地に株式会社ひらまつのリゾートホテルが開業となることになっております。また、現在、役場東側の旧メルシャン軽井沢美術館跡地には、令和4年度に写真美術館をオープンさせるため、株式会社アマナが準備を進めております。このように、御代田町に新たな多くの来庁者に来ていただける資源が出来上がってきております。

今後、この町のエコールみやたなどの既存の町営施設やほかの事業者とを結びつけ、どうしたらより多くの皆さんに来ていただけるのか、滞在していただけるのか、仕組みづくりをしていかなければならないと、このように考えております。成功している事案、調査ですとか視察を重ねまして、企業の皆さんにもご意見をお聞きしながら、共に進めていかなければならないと考えているところでございます。

いずれにしましても、この効果でなく、相乗効果が期待できるという観点も含めた中で、立地適正化計画や都市再生整備計画の策定を進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 幸いにもコンパクトシティに代表されるような町の主要施設が駅周辺にあります。これを有効利用して相乗効果が期待できるような、最小の投資で最大の効果を得られるような、そんな夢のあるような方策をこれから考えていただきたいと思います。

町長は、今年の広報やまゆり2月号の町長コラムに、「スピード感を重視する分

野と町の将来を考えて中長期の課題に真正面から取り組む。短期の課題と中長期の課題を明確に区別し、両面でお役に立てる町政を進める」とありました。

本議論の駅周辺の整備、旧役場跡地の有効利用もあわせて、町長の所信表明を求めます。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えしたいと思いますが、今日、内堀議員の様子を拝見していますと、普段はもうちょっとお元気かなと思うんですけど、今日は何かすごい落ち着いていらっしゃるの、ちょっとお元気がないのかなと思って少し心配なんですけれども、そういったことでお答えさせていただければと思います。

町長就任から2年が経過いたしました。これから任期の後半でございます。これまではどちらかというとやれば比較的すぐ効果ができる方策を中心にして仕事を進めてきたと思います。これまでのと繰り返しになってしまって恐縮なんですけど、その代表例が広報の改革とふるさと納税の大幅増収でありました。これはいずれもやれば半年とか1年後とかに効果が出てくるものであります。また、しかも、これは両方とも私が実は直接指導してきたりとか、チームに入って一緒に進めてきたものという特徴もあるかと思えます。

こういうふうにある程度スピーディーにできるのは、実はこれは市役所よりも役場なのかなと思っております。役場という規模感だからこそ、そういうことができる。市役所、例えば佐久市となったときに、じゃあ市長が一々この個別の案件に向き合うことは難しい、また、もちろん、私もこれはあんまりいつもいつもやって、ずっとやっていっていいというふうにも思っていません。最終的には課長が育ち、係長が育ち、若手というか係員が育っていくという、そのスタイルを維持していかなければなりませんので、いつまでも私がそのようにしていけるとも思っておりません。ただ、幸いに、実際にやって見せるということが一番近道なのかなということで、今のところはそういう意味では成果が出てきているのかなと思います。これが定着して自立してやっていけるようになるということが大事なかなと思います。

しかしながら、私、やまゆりの2月号にも書きましたけれども、短期の仕事だけでまちづくりは成り立たないということでもあります。中でも、町の骨格を形成する都市計画道路については、現在進行中の都市計画道路の見直しの中で、例えば、わ

ざわざ造成しなくても、近くの別の道路で同じように使えているよねというのもあります。また、それだけではなく、52年前の計画と全く同じにしなくてもいい部分、むしろ同じにしないほうがいい部分というのがあるのではないかなど。かなり現実的じゃない、大量に家屋の立ち退きをしてもらわなければならないなど、道路を通すために、むしろデメリットのほうが大きいということが出てくるんじゃないかなと思います。そういった部分は、新たに整備しない。既存の中、既存に近い形でどう動かしていくのかというようなことも考えていく。それが取りも直さず整備率を高めるということにもつながってくるかなと思います。それは数字上のことです。

ただ、その上で王道というのは、必要な道路をしっかりと通すことだと思っております。特に東原西軽井沢線は、生活の利便性、災害時の避難路、場合によっては小学校の児童数の平準化といったことも、そういったものも考えられまして、複合的な効果をもたらすものであります。

予算規模も相当多くなります。今日現在は、コロナ禍への対応、特にワクチン接種が御代田町政の一丁目一番地だと思います。今までも実は一丁目一番地と言ってきたものはたくさんありました。給食費無償化というのが一丁目一番地だよということでしたし、これは4月からの本格実施に向けて、当然それも一丁目一番地であったわけですがけれども、今日、役場の全庁的な協力を得ていくべきものは恐らくワクチン接種であると。これは保健福祉課だけではなくて、各課の協力も得ながら、できれば本当に足りなければ私も行くぐらいのつもりでやっていくんだと、そのぐらいの覚悟であります。それが、コロナが落ち着いてきましたら、その後は、まずは都市計画道路の造成というのが恐らく一丁目一番地になると思います。当然ながら、都市計画道路というのは都市計画道路だけで成り立っているものではなくて、その近くの周辺の地域との何といたしましよ、シンフォニーと言ったらいいんですかね、調和によって成り立ってくるものだと思います。

私、従前からかりん道路と駅は一体のものであるということ、それは鉄道駅というものが絶対的な町の中心である時代というのがもう実は終わってきていると。急速なモータリゼーション、しかもそのモータリゼーションはこれからも進んでいくわけですがけれども、そういった中で、駅だけが中心であるという考え方をするのはかなり無理があるだろうという中でかりん道路と一体だということをお願いしてき

ました。

駅の前、先ほど内堀議員おっしゃっていただいたように、ヤッホーブルーイングが今でいうところの駅裏に立地したと。そういったことで、それは今はコロナ禍でなかなか難しい。彼ら自身も今リモートワークをやっています。私、何回もヤッホーの会社、足を運んでいますけれども、かなりリモートワーク、多分3分の1はいないんじゃないかな。もっともっと少ない。井手社長もこの間、会社の中では久しぶりに見たというぐらいリモートワークですけれども、それが終わってきますと、もともと東京方面では2日間で1万人呼べるようなイベントを平気でやってのけるような会社ですから、そういった皆さんとの連携というのも大事になってきます。恐らく、今のヤッホーの会社、あそこは旧パチンコ店ですから駐車場がとっても広いわけですので、あの場所を使ったイベントができてくるのかなと思います。そうすると、軽井沢方面から、もしくは長野方面からどういった人の流れができてくるのかというのを見極めた上で、先ほど駅は中心にならなくなっているという話をしましたけれども、あの立地であれば、むしろ今一般的なまちづくりにおける駅の位置づけよりも少し高いレベルの位置づけになる可能性もあるかなと思っています。それは観光面においてあの場所が駅周辺というのがもっともっと大事になってくると思っています。そういったことが考えられます。当然その中には、先ほどロータリーの混雑の問題なんかも申し上げて、課長が申し上げておりましたけれども、近くの道路の線形をどういうふうにしていくのかという問題もかなり大きなものだと思います。

現在、駅の周辺の道路幾つか、交通安全上の弱点になっているところがあるのかなと思うわけであります。こちら、役場から見ますと、栄橋を越えて、今のやまいしさんの事務所を経て抜けていくところ、あそこは正直、私もできるだけ通らないほうがいいのかなというようなことがありますけれども、なかなか事実上の一番の近道になっているがゆえに、でも、道路としてきちんとなかなか整備できていないがゆえに、あそこはかなりいずれ大きな事故が起きなければいいんだけどという感覚を持っております。そしてまた、栄橋から駅の方面に、駅前の方面に下りていている道路、あれもあんな形でいいのかという問題もあります。

そういった意味では、駅前のにぎわいをつくっていくということが大事なんですけれども、その前提として、あの道路が、皆さん、あの辺の周辺道路が皆さんが安

心して利用できるような形になっていくということがまた重要ではないかと。その上に例えばヤッホーさんとの連携があったりとか、そのほか、駅がにぎわってくるとなると、むしろ駅周辺に立地していきたいというようなことも出てくると思います。そうしますと、そういったニーズが潜在的に見込まれるという状況になってくれば、これは恐らくあの周辺の商業地の部分をどういうふうにしていくのか。なかなか今は土地の更新がしにくい状況であると。聞くところによると、なかなかあそこは事務所を借りたくても、実際には中に荷物が大量に入っていて借りられないとか、そういったこともよく聞きます。なので、かなり周辺で土地をお持ちの方の協力も相当に強力でないと実現していかないかなとも思います。

そういった意味では、長年動いてきていなかったその場所をもう1回動かすんだと、人がにぎわう場所にしていくんだということには、それはもういつまでにできますというようなそういう簡単なお話ではないなと思っています。ただ、一方で、もちろんずっと放置しておくわけにはいかないとも思っていますので、町民の皆さんのコンセンサス、また、地域のその周辺地域、駅前の周辺地域の皆さんのコンセンサスも取るという丁寧なプロセスを経ながらやっていく必要があるのではないかなと思っています。すみません。原稿にないことなのでかなりアドリブ的にしゃべっておりますけれども、そういったことです。

あと、あれですね、旧庁舎のほうのお話もしておいたほうが良いと思うんですけども、旧庁舎の場所に関して言いますと、これは恐らく、町民の皆さんの感じ方を斟酌するとか、推察するとなると、あの場所にあれだけ広大な土地が残っていて、それが長い間活用されないということになります。なってくるんじゃないかなと、それはちょっともったいないんじゃないかというようなお声が当然起こってくるのかなという気はいたします。

一方で、いろいろあの周辺の土地の買い方も含めて、なかなかいろんな用途に使いにくいという状況がある。それは恐らくここにいらっしゃる皆さんがよくご存じのことだと思います。そういう意味では、いろいろ頭の中で考えることはできるんですけども、それが土地の買い方があんまりよくなかったことによって使いにくくなっているということ、これは正直言って私になる前の話である部分もありまして、非常に正直言って苦慮しています。そういったこともあります。そういったことも考えに入れながらでありますので、どういうふうにしていくのかということは、こ

れもまたあした考えてあさって始められるようなことでもないなど、時間がかかるなどと思っています。

ただ、あその場所というのは、まちづくりを進めていくに当たってとても重要な場所になっていくし、それは恐らく例えば商業的なものが入ってくるということはあるかもしれませんが、もしくはもうちょっと公共的な性質の強いものが入ってくるかもしれない。それは周辺の土地利用にもちょっと、周辺の土地利用もあわせて考えたときに何が適切かということを考える必要があるので、これはある意味、実はある意味で受け身の部分もあると思っています。周辺がどうなっていくかが分かってくる時点で、それにはこういう答えが必要なんだと。これは実は町だけでできることではなくて、周辺でどんな開発が行われていくのかとか、そういったことを見て、ある種いい意味で受け身に考えるということがあの場所については大事ななと思っていますので、あまり拙速にやって、結果的にその周辺のまちづくりとかとバッティングするような、もしくは矛盾するようなことが起きない、そのためには少し時間を待つということも、覚悟を持って時間を待つ、そういったこともあの場所にとっては必要な部分があるんじゃないか。そういったことも考えておりますので、これはまさに短期的にやれることではなくて、中長期的に考える。しかも、あえて待つという、そういう時間も必要になることがあるんじゃないかなと。今はそういった感じかと思っています。

ただ、いずれにしましても、できるようになってきたタイミングで、それをスピード感を持ってやっていくということは必要だと思いますので、そういった場面場面が来たところでまた皆様と有意義な議論を通して一番いい形をつくってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 今、町長のいわゆる所信表明の方針を聞いたわけですがけれども、役場の業務、特に行政の業務を見てみますと、一例を挙げると、短期だけれども決しておろそかにできない、例えばコロナウイルスの注射の問題ですとか、短期だけれどもしっかりやっていかなくちゃいけないのと、あと、今言った駅前の開発ですとか旧役場跡地の開発など、かなり時間がかかるけれども、それはしっかり行政がやるべき仕事と。これは民間は絶対できない仕事です。道路を造るですとか、土地

利用の計画をつくって、財源を集めて、それを実行するという、これはいわば行政にしかできない仕事です。コロナの注射は体制をつくるのは町ですけれども、やっ  
てもらるのは医療機関、その他民間の会社にやってもらおうということで、そのと  
ころを首長を中心にしてしっかり方針を見定めてやっていくことが重要かと思いま  
すけれども、いかがですか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

今、見極めだと思うんですよね、今のお話というのは。私も近いことを職員向け  
に話すことがあります。仕事というのは4つあるんじゃないかということです。緊  
急度によって二つに分ける。また、重要度によって二つに分けるという、4つのマ  
トリックスに分けて考えるという考え方をしていってほしいということ。また、そ  
の中でどんなことが大事なのかということも申し上げておまして、当然、緊急で  
大事な仕事、緊急じゃないけど大事な仕事、緊急だけど大事な仕事、緊急じ  
ゃないし大事でもない仕事。もちろん大事というのは人によりますので、私の主観  
だったり、役場側の主観だったりということもあり得ると思うんですが、ただ、  
重要度においてすごく重要なものと必要だけど重要ではないものというのがきつと  
あると思うんです、総体的な意味で。そう考えたときに、当然、緊急で重要なもの  
はやります。それは、もう、そうです。コロナはまさにそういうことかなと思いま  
す。緊急で重要であります。それはもう議論の余地もなく絶対やるわけです。なん  
だけれども、大事なことは、先ほどの中で3番目をできるだけ少なくして2番目に  
持っていく。何かといいますと、緊急性はあるんだけど、あんまり重要じゃな  
いことをできるだけ最小限にしていき、それで、緊急ではないんだけど、中長  
期におけるとっても大事なことというのがあると。どうも、何ていうんでしょうね、  
これは別に民間の企業であっても3番から2番への移行ってできていない人が多分  
ほとんどだと思いますけど、役場の中でもその考え方が苦手な場合が多いと思いま  
す。目の前にあれば、それは本当は誰か別の人にやってもらったほうがいいんじ  
ゃないかなという、もっとここの2番目に言った大事なことがあるのになと思うこ  
とも、結局、3番目でずっと過ごしてそれで終わっちゃうという、一日が終わってし  
まうという職員がまだまだ多いように見受けられます。私もたまにそういうことに

陥ることがあります。本当はもうちょっと手元でやっているこの仕事じゃなくて、もうちょっと別のことを考えたり、構想したり、プランニングしていったりする時間が欲しいなと思うことがあるんですが、いろいろ浮世の義理もございまして、こういうこちらから見れば大事じゃないことをしなきゃいけないことも多々あります。だけれども、そういった区別をしていてもらいたいということです。緊急性と重要度にあわせて、緊急じゃないけど、自分がとても重要であるということにできるだけ時間を割くんだという、その意思がないと3番ばかりやるような仕事ぶりになってしまうと。結局、それは町民のためにならないということになります。

私はそういうことで、緊急性はないんだけど、今後のまちづくりのために絶対に大事なこと。今回の一般質問においても、議員の皆様から恐らく2番に当たるようなことをたくさんご提案いただいているというふうに捉えました。したがって、総括的に答えれば、確かにすぐはできないんですけども、今回質問していただいた皆さんのお声、それぞれ応えていきたいというふうに思っています。そういったことで、そこの腑分けをしっかりとしていこうというその基本姿勢をもうこれは繰り返し繰り返し、もう本当は毎日でもいいぐらいに訴えていって改革を促していく。その上で私もしっかりと方針を出していくと。恐らく、最初の基本姿勢がないと私のいい、例えばいい方針が出ていったとしても、なかなかそれは浸透せず、また自立的に動いてもいきませんので、まずはそういう姿勢を共有していくことが大事なのかなと思ひまして、お答えとさせていただきます。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 行政の仕事、多岐にわたって非常になかなか進めるに難しいところもあります。ただ、行政がやるべき仕事ということをよくよく見極めながら、たとえそれが5年かかろうが、10年かかろうが、しっかりとした方針を持って、長期的にぶれることなく進めていただくことを希望して、私の一般質問を終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、通告7番、内堀喜代志議員の通告の全てを終了します。

昼食のため、休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午前11時48分）

（休 憩）



(午後 1時30分)

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告8番、池田健一郎議員の質問を許可します。

池田健一郎議員。

(10番 池田健一郎君 登壇)

○10番（池田健一郎君） 通告番号9番、議席番号10番、池田でございます。

初めに、新型コロナウイルスの蔓延によって計り知れない犠牲が払われ、いまだ終息のめどが立っていない状況が続いております。犠牲となられました方々のご冥福をお祈り申し上げます。

まだ終わりが見えてはおりませんが、今月に入って下げ止まり傾向にあると報じられるに至って、感染状況が少しずつ減少していることは大変喜ばしいことでもあります。一日も早い終息宣言が待ち望まれるところです。

また、忘れもすることができません。10年前のこの議場において東北の大震災からちょうど10年になりました。10年を目前にしてまた大きな被害が発生し、被害に遭われました方々には心からお見舞いを申し上げます。

さて、今回は町の老人福祉・介護計画について伺ってまいりたいと思います。

当町の福祉・介護事業は国の介護保険制度が施行された20年ほど前からこの制度にあわせた取組がなされており、施行後、二、三年ほどは介護認定作業等にいろいろな問題があったようですが、介護予防事業制度の見直し、把握、それから二次予防等が行われ、当初大変高かった認定率でしたが、安定した数字に落ち着いたのがここ数年の間、10%前半を保っております。

令和2年度は11.6%、県下で一番低い数字を維持できているのが現状です。町で計画している7期3年間の保険料の基準月額は4,610円です。町で計画している7期3年の保険料の基準月額は4,610円と低く抑えられて運営されていることは、我々被保険者にとっては大変喜ばしいことでもあります。しかし、現状はベターであってもベストではないと思われまます。将来に向けて、まだやるものがたくさんあるのではないかと。先月の全協の場所で町の老人福祉計画第9期介護保険事業計画案が示されました。介護保険事業計画案では、現在65歳以上の前期、75歳以上の後期高齢者の人口をあわせて4,445人で、高齢化率でいうと28.8%となっております。3年後には4,656人と率でいうと30%に上昇し

てくると推計されています。年を追うごとに高齢化率が上昇していくが、介護認定率は令和2年度では11.6%であるが、3年後には高齢化率は1.2%上昇するのでありますが、介護認定率は11.8%に抑えていくということは、計画に何か無理があるのではないかと。まず、この点についてお考えをお聞かせください。

それから、また65歳以上の高齢者が4,445人のうち、1,134名が独居の高齢者です。約25%の方々がお独りで生活をされています。こうした点から介護予防の充実と介護生活支援の強化が求められていきます。どのような町独自の事業でこの目標を達成させようとしておられるのか、まず町の考え方をお聞きします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それでは、初めに第8期介護保険事業計画についてでございますが、こちら本計画につきましては介護保険法に基づき定められた国の基本指針に沿って3年ごとに策定するものでございます。介護サービス料の見込み等を盛り込むこととされております。今年度、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とする第8期計画を策定いたしました。

高齢者人口の増加率や介護認定率、介護サービス見込み量はこれまでの実績に基づき国の地域包括ケアシステムを用いて推計をしております。

高齢化率と認定率の増加幅に関するご質問でございます。まず、現在の第7期の実績を見ますと高齢化率は平成30年度27.5%から令和2年度28.2%へ1.3ポイント増加しておりますが、認定率につきましては平成30年11.4%から令和2年度11.6%へと0.2ポイントの増加にとどまっております。

過去の実績等を見ましても第8期計画期間中の認定増加率を0.2ポイントとすることは決して無理なことではないというふうに考えております。

第8期介護保険事業計画では、4つの目標を設定しており、高齢者の在宅生活支援の強化につきましては目標の一つに位置づけて取り組んでまいります。

高齢になり介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心してその方らしく暮らしていただくために町では在宅生活を支援するための事業を展開しております。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に配食を利用した見守りサービスや緊急時に対応するための緊急通報体制整備事業を実施しております。1月末現在、見守りサービス利用者は43名、緊急通報装置設置者32名となっております。

また、加齢により身体機能の衰えを感じ始めた方のために介護予防日常生活支援総合事業において訪問型、通所型ともに多様なメニューを整備し、介護申請が必要となる前の段階から個々にあわせた介護予防に取り組んでいただく仕組みづくりをしております。

現在、町の要介護認定率11.5%前後で推移しておりますが、第8期計画最終年度であります令和5年度には11.8%になる見込みです。高齢者が増加する割合に対し、増加率が低いように思われるかもしれませんが、将来にわたってこの水準を維持していくことができれば、町民の皆様にご負担いただく介護保険料を低額に抑えることにつながります。そのため、町としましてはこれまで同様に総合事業を重要な施策として位置づけ、介護予防事業を推進してまいります。

一方、在宅生活を送る要介護状態の方に対する支援としましては、町民税非課税世帯に属する要介護3以上の方に対し、紙おむつ等利用助成券を交付しております。

要介護3の方は一月当たり3,000円、要介護4、5の方は一月当たり4,000円の紙おむつ等利用助成券を交付し、町内の薬局等で紙おむつとの引換えを行っていただいております。令和2年度の対象者は12名でございます。

また、要介護3以上の方を在宅で介護されている介護者の皆様に対しましては、家庭介護者慰労金として年に9万円を送っております。令和2年度の対象者は57名でございました。

在宅生活支援のための町独自の主な事業は今申し上げたとおりでございます。各自見直しを図りながら、目標達成に向けて進めてまいります。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 高齢化率が上がるけれども、介護率は独自の事業で、あるいはこれらを上げることなくもっていけるというふうな説明でした。無理なくこれができるというような説明でありましたけれども、私どもはそうは考えられません。当然、歳が上がってくれば介護率というのは上がってくるんじゃないかというふうに思うんですけれども、この辺についてもう一度、これだから上がらないと、我々はこの数値を保持していく、こういうことをやるから上がらんでいけるんだというふうなことを説明できたらお願いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) お答えいたします。

この認定率の増加につきましては、過去の実績からの推計でございます。決して0.2ポイントが難しいということではなく、実際、過去今まで経過している中で大きな増加には至っていないという現状がございます。

その施策といたしましては、ただいま申し上げました内容を引き続き実施するとともに、先ほどもちょっと繰り返しになりますけれども、各事業を見直しを図りながら目標達成に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(五味高明君) 池田健一郎議員。

○10番(池田健一郎君) 分かりました。

サービスの点数だとか件数、そういったものを落とすことによって率を保持するという低下させるようなことではないというふうに理解してよろしいですね。

それで、次に施設介護と在宅介護の費用面で比べてみると、在宅介護にかかる費用のほう比較的少ない、1年間に介護サービスを受けている件数では2019年の実績では4,053件、その費用は4億7,350万円ほど、1件当たりになると111万6,000円で施設介護サービスは1,473件で3億6,660万円ほどで1件当たりになるとこの施設介護サービスのほうは26万9,000円となってきます。在宅介護にかかる費用の約2.3倍に相当することが分かります。この数字は保健福祉課から出してもらった数字ですけれども、現在もそう大きくは変わっていないものと思っています。

こうしたことから介護予防事業の強化で在宅介護が増加できる事業や介護サービスを充実させているために計画書では地域包括ケアシステムの深化、あるいは推進と立案されておりますけれども、この深化、推進とは具体的にどのような事業なのか、内容をお聞かせください。

○議長(五味高明君) 阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) 本年1月末現在、町の要介護認定者数は422名でございます。そのうち在宅介護を利用している方が291名、施設介護を利用している方が131名となっております。要介護認定を受けている方のうち約69%が在宅介護、31%が施設介護を利用しているということになります。

介護給付費の面から見ますと、令和2年度の決算の状況でございますが、在宅介護と施設介護をあわせた介護サービス費8億7,018万7,000円のうち、在宅介護が4億7,352万9,000円、施設介護が3億9,665万8,000円で、在宅介護が全体の約54%、施設介護が約46%となっており、利用者数の割合と給付費の割合を比較いたしますと、議員のおっしゃるとおり在宅介護にかかる費用がより少ないということになります。

今後の介護給付費の急激な増加を抑えるために、在宅介護の重要性が増していることは確かでございます。

介護保険において在宅を支援するサービスとして、訪問介護や通所介護、福祉用具貸与等がございます。要介護者の増加に伴い、利用者数は年々増加傾向にあり、特に福祉用具を利用する方は平成30年度153名でございましたが、令和2年度には170名を超える見込みで1年当たり5.8%増加しております。手すりや歩行器といった福祉用具を利用することで在宅生活の向上と介護者の負担軽減を図ることができるため、必要に応じその方に合った適切な福祉用具を提供することが重要と考えております。

また、通所介護につきましても御代田町は県平均や同規模町村に比べ1人当たりの利用回数が多い状況であり、利用者の希望に沿ったサービス、こういったものが提供できているものというふうに思っております。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 今、課長のほうからも説明がありましたけれども、施設介護と在宅介護の費用面でもこの数字が異なって、私の言っているのと課長の説明とは違うところがありますけれども、これは抽出した資料だとか年月日だとか方法で若干異なっておると思いますけど、大まかに言って先ほど説明したように在宅介護のほうが介護費用としては大変少ないと、したがって在宅介護をこれからは進めていく、力を入れていく必要があるかというようなことを申し上げておきたいと思っております。

それから、先ほどもちょっと課長のほうから説明がありましたけれども、家庭介護者に慰労金として今9万円を支給する要綱が町にはありますが、在宅介護で保険使用をできるだけ少なく使用と努力しておる家庭もあり、それから逆にまたこれは

決められた保険なんだから保険サービスを最大限利用しようとしている方もおられます。ここでこの一律の支給については何か考えなくてはいけないのではないかというふうな気がしますが、町のほうはどんなふうを考えていますか。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 家庭介護者慰労金でございますが、こちらは要介護3以上の方を在宅で介護されている介護者の皆様に対し、年に9万円送る事業でございます。過去には県の補助があった時期もございますが、現在は町の単独事業として実施しており、今年度の対象者は57名、事業費513万円となっております。

介護保険制度が創設された際にこの慰労金につきましては現金給付と現物給付、二重の給付に当たるという考えから、県やほかの自治体では廃止や見直しを行う中、当町では継続してまいりました。この事業は在宅介護を支援する目的で実施していますが、委員がおっしゃいますとおり、慰労金の給付対象となる方の多くが在宅での介護給付のほうを受けている状況もございます。ですので、今後ちょっと事業の適正な在り方も含め検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 今の説明では介護支給といいますか、こういったものを検討しながら、いわゆる慰労金の在り方について検討しなきゃというふうなことに私は聞こえました。いずれにしても家族でそういったお年寄りを介護していくということは非常に大変なことであり、できるだけこの金額に沿ってどうこうというのはありませんけれども、何とかお家でお年寄りを見ていこうというふうな人たちがやる気が起きるようなものにしていただきたいと思います。

今まで金銭面で在宅介護の有利性といいますか、こんなものについて質問を進めてきましたけれども、高齢者の皆さんの多くは今自分の育ってきた我が家を終の棲家にしたいということを望まれていることがほとんどではないかと思えます。そういった意味から家族同居で介護をしてもらうことが一番幸せなことではないかと思っています。

しかし、そうはいつでも仕事を持っていたり、あるいは勤めをされている方々にとっては状況によっては転職だとか退職をしなければ対応できない、こんなような方もおいでになろうかと思えます。こうした人に何かの策を施すことができないの

か。

ここで計画でもあります地域包括ケアシステムの深化、推進を進める中で検討してもらえないようなことがないのか。計画の何かありましたら、計画の一部をお話しただければと思います。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 働きながらご家族を介護している介護者の皆様に対して、国は育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律によりまして、介護を行う労働者が介護を理由に退職することがないように支援措置を講ずることを定めております。この中には介護休業の取得や介護のための所定労働時間短縮の措置等が含まれており、法に基づき取得できるものとされております。

町では、このような制度を周知するとともに必要に応じてショートステイをご利用いただくなど、ご家族や担当ケアマネジャーの皆様と連携しながら対応をしております。

繰り返しになりますけれども、在宅支援の強化につきましては、第8期計画における目標でもございますので、介護保険を中心とした仕組みの中で町にできることを今後も引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 国の施策だとかそういったものを十分取り入れてできるだけ介護に携わっている方々が不自由という言い方はおかしいんですけども、それが無いように対応していただくことをお願いしておきます。

一つの提案ですけれども、デイサービスなどを行っているこういったサービスを提供している事業所で保育園でやっているような早い時間に預かるというふうなことを行っているところもあるやに聞いております。家庭の介護者は早く手を放すことができ、普通に勤めに行くことができるのかというようなことができます。こういったことが町の介護コストの上昇は避けられないことではありますけれども、このような対応ができないものかどうか、お聞きします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） そのような事例のご提案、ありがとうございます。

町のほうとしましても引き続き検討して、取り入れられるものについては取り入れていきたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 何も今までやっていないことを事業着手するということは大変なことだと思いますが、場合によってはこういったことが先駆けになって家庭でこういったお年寄りを介護する人たちには大きな救いの手にならんとも限らないので、こういったことも十分検討してできれば実施できる方向に持って行っていただきたいなとこんなふうに思います。

次に、認知症疾患患者の対応についてお聞きします。

年2回、認知症サポーター養成講座が開催されていますが、受講者の人員、内容についてお聞きする予定でありましたけれども、昨日の池田議員の質問でされておりましたので省略します。

1点だけ確認の質問をさせていただきますが、認知症サポーターの活動を家庭介護の人たちと結びつける活動を進めていきたい旨のお話がありましたが、具体的な説明をお願いできればと思います。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 昨日の答弁の中でチームオレンジというお話を差し上げました。これは令和元年6月、国は認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら共生と予防を車の両輪として認知症施策を推進していく認知症施策推進大綱を発表しました。その施策の一つとしてチームオレンジを整備することが掲げられております。

このチームオレンジですけれども、診断後の早期の空白期間等における心理面、生活面の早期からの支援、それから市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みのことでございます。

このメンバーになるには認知症サポーターの登録がある方にチームオレンジの趣旨の理解や活動するために必要な知識、対応スキル等を習得するステップアップ研修を受けていただく必要がございます。



現在、町には3,243名の認知症サポーターがいらっしゃいます。これまで自主的に行ってきた活動をさらに前進させ、外出支援、見守り、声かけ、話し相手などそういった役割を果たし引きこもりがちな生活になることを未然に防ぐことができるような取組を進めていきたいと考えております。

国では、2025年に向けた目標としてこのチームオレンジというものを掲げております。当町におきましてもそれにあわせる形でこういったものを整備してまいりたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） さきに提出しました質問書では、こういった早期治療をと書いておりますけれども、現在、医薬品開発が目覚ましく、早期の治療では症状の進行をかなり遅らせることが効果大であるということが報じられております。

お医者さんに頼る治療だけではなくて、サポーターを含めて早期の施設介護対応が病気の進行を遅らせる実態を私は見てまいりました。私の知人の夫婦で商いをしていますので、奥さんの行動に非常に腹を立てて叱りつけたり、愚弄したりというようなことで大変萎縮させるようなことをご主人がやっていました。本当にみるみるうちに認知度がひどくなりまして我々が行っても半年ぐらいでほとんど親しく行っていた店とかであっても私の顔すら分からなくなる、そのくらいすごい速度で認知が進みました。社協のほうでやってくれています、たっちゃん家ですか、塩野にあります。あそこのご厄介になるようになってから、またこれは半年ぐらい経ったら症状が非常に穏やかになって、ご厄介になる前は僕らが行くと顔にらみつけるんです、ぎゅっと、非常にこれは認知症のあれって大変だなと思いましたがけれども、たっちゃん家にご厄介になって半年ぐらいで非常に表情が柔和になってくるんです。それだけ症状が進まないで止まったなというふうなことを感じました。

そんなことから、こうしてお医者さんの薬に頼るだけじゃなくて、我々身の回りですできるだけ早く認知症対応型共同生活の介護ができるようにすること、それから、認知症対応型通所介護の施設がこれからどれくらいあるのか、こういったことをお聞きして対処のできる人数は、今、御代田町でどのくらいいるのか、こんなことをお聞きしたいと思います。入所施設がどのくらいあるのかと、それからこういうふうな施設に預けられる人員の数はどのくらいが、今、御代田町ではあるのでしょうか。また、8期計画の令和5年度には認知症対応型通所要介護者が28名、認知症

対応型共同生活介護、これはグループホームとありますけれども18名が対応しなきゃならないような数字になるというふうに計画されていますけれども、この数字で実際に足りるのかどうか。また、福祉課のほうのお考えを聞かせてください。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 2025年には認知症の人は約5人に1人といわれ、国の認知症施策の総合的な推進として認知症施策推進大綱が取りまとめられました。基本的な考え方は認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら共生と予防を車の両輪として進めるとされております。

予防というものは認知症にならないという意味ではなくて、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を穏やかにするという意味でございます。

認知症の方への対応としてでございますが、様態の変化に応じて医療・介護等が連携し、適時適切に切れ目なく提供されることで認知症の人が住み慣れた地域でよい環境で自分らしく暮らし続けることができるようにする必要があります。

そのため、まず早期診断、早期対応のための体制として認知症初期集中支援チームがございます。認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を医療や介護の専門職が訪問し、認知症サポート医のアドバイスを受けながら、おおむね6か月間、初期の支援を包括、集中的に行い、全数ではございませんが医療受診や介護保険サービスへつないでおります。御代田町では、平成29年度からこのチームを立ち上げ、現在、支援を継続している方を含め13件介入をしております。

また、認知症の人の生活面では周囲の環境や人間関係、介護の受け方などが影響して本人に精神症状が強くなる場合がありますが、接し方を工夫すれば症状を和らげたりすることができます。周囲が認知症について正しい知識を持ち、助け合うことができれば、認知症の人でも穏やかに暮らすことができます。医療だけでなく、こうした支え合いの輪を広げるために認知症サポーター養成講座がございます。

今後も認知症の方がよりよい環境で暮らすことができるよう、施策を推進してまいります。

認知症の方に対する施設でございますが、御代田町には認知症対応型共同生活介護を行うグループホームが2か所ございます。現在、定員は2か所あわせて15名

ございますが、第8期計画中に3床増床し、18床となる見込みでございます。

グループホームに空きが生じた際は、入居判定会議が開催され、入居者を決定しております。この会議には入居候補者として毎回三、四名の方が上がってきておりますが、町には認知症対応の特別養護老人ホームもございますので、施設入所を希望される認知症の皆様への対応は可能なものと考えております。

また、認知症対応型通所介護につきましては、町内に1か所ございますが、受入れに余裕がある状況ですので利用者のご希望に添えるものであるというふうを考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 今、説明いただきましたけれども、いずれにしても人間の成すわざです。よくなるか悪くなるか、3年後に何人があるのかなんていうことは議論するのはちょっとおこがましいかとも思います。ただ、ここでお願いしておきたいのは、認知症対応型の通所介護者の対応、それから共同生活介護の対応、こういったものにできるだけ力を入れて1人でも2人でも漏れることなく対応していただきたいなど、こんなふうに思っております。ぜひともお願いします。

次に、高齢者の健康寿命延伸についてをテーマとして質問させていただきます。

フレイル予防のため、共助・公助の新たな体制を構築していくという考えについてお聞きします。

町の高齢化率は令和2年が28.8%、3年後の5年には30%に達成すると推計されております。高齢者人口が3年間で211人増加すると推計されておりますけれども、この増加に対して対処できる施設整備は求められるわけですけれども、この施設に頼らず自分でできることは自分で健康体の維持をすることが大切であります。フレイル予防のためにも共助・公助の手助けだけではなく、自分たちでできることは何なのかということをもまず先に置いて、それから自分たちでできないことを共助、みんなでやっていくということ、公助、町にお願いしてやってもらうことというふうにしていかなきゃいけないと思っております。

そこで、町長の招集の挨拶の中で説明をいただきましたが、福祉タクシーの補助率の引上げや免許返納者への補助は引きこもりがちな高齢者が1人でも多く人との交流の機会が持てるようにとして期待が持てます。

また、はつらつサポーターの皆さんによる移送サービスを含めるとお年寄りの足の確保は大変進んできているというふうに思っています。

社協さんが健康維持促進のためパドル体操だとかいろんな体操、あるいはプールウォーキングだとか講演等は数多く実施してもらっていますけども、こういったことのほかに自分たちでできることを身近な人たちでグループを作ってフレイル予防にするのに役立つサロンといった施設で老人、障がい者の者が集まって過ごすことができる施設、組織が社会福祉事業の一環として全国各地で立ち上げられ、この目的と効果を上げてきています。こうしたサロンを町内で定着させたら、介護予防の一助になると思います。

旭町にサロン縁側あさひが活動しておりましたけれども、個人の所有物を借りていたため、建物の返却を求められ活動が中止されてしまったことは本当に残念です。

町として、こうしたサロンの活動について支援をする考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 高齢者の居場所を確保することは高齢者の暮らしを支えることの一つであるというふうに考えております。

今後、介護人材不足が予想される中、本人の力や住民相互の力を引き出し、介護予防や日常生活支援を進めていくことがこれまで以上に重要となります。そのような地域づくりを推進するために、今年度、御代田町地域支え合い推進会議の中で高齢者の居場所づくりをテーマに議論を重ねております。地域には大小様々な資源がございます。その資源を生かしつつ住民主体の支え合いで地域づくりを進める取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 先ほども説明しましたように個人の住宅を使っているということで自分たちの都合だけで長期にわたるこのサロンの運営というのは難しくなる、したがって思い切って町で買い取って施設を利用する人たちに、場合によったら指定管理の方式でも活用させてもらって長持ちのできる活動ができたらと思うが、この辺のところについてご意見を聞かせてください。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 先ほども申し上げましたが、地域にあります様々な資源、そういったものをどういった形で利用できるのかというところを今発掘し始めているところがございます。それを引き続き実施する中でどういった形がいいのかというところを見極めて事業のほうにつなげていければというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） ぜひこれはサロンという事業は、全国的に結構みんな盛んにやっておられ、それなりの成果を残しておる事業です。こうした活動ができるように、ぜひとも今申し上げたような町が力を入れた事業としてやっていていただければと思います。

高齢者が集まって話しをしたり行動する場所をつくるということが、このフレイル予防の一役になるのではないのでしょうか。これは実際に各地で証明されているものではあると思います。

今、町の介護予防事業は大変進んだところに来ております。これから進んでいく我が道でもあります。さきにも申し上げましたが、今はベターであっても、これに満足せずベストを目指してできることから着手していきたいと思っております。

私の質問の全ては終わりました。

この福祉に関係する1件で町長、何かご意見がありましたらお聞かせください。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） ご指名ですのでお答えします。

ちょっとまとまりがない話になってしまうかもしれませんが、あらかじめご容赦ください。

今、まず縁側あさひの件なんかも伺いまして、お気持ちも十分に分かるところであります。

ちょっと私なりの考えですけれども、福祉、基本的には自助・共助・公助ということがあるならば、公助にはもちろんメリットがあるんですけれども、共助にも相当大きなメリットがあるだろうと、先ほど朝、夕の保育で言えば延長保育みたいなことを介護の場面でできないかと、現実には、今、介護従事者の確保というのが相

当に困難になっていると、理想を言えば幾らでもお金と箱があればできるということであれば本当に進めていけばいいなと思うんですが、現実には朝早い勤務、また夕方遅い勤務に耐え得る介護事業者がどれだけいるのかということが甚だ疑問になるところでありまして、その解決なしにサービスの向上というのは恐らく困難だろうというふうに見ています。どの施設でも今従事者が足りないというのが現実であると私も佐久良荘とか、ほかの町外の施設の理事者もしておりますけれども、やはり非常に深刻な人員不足であります。そこをどうしていくのかというのも国の規模でも考えていかなければならないし、地域または町でどういうふうにしていくかと、そういったところを考えていかなきゃいけないなど、これは雑駁な感想ではありますが、そのように感じております。

認知症ということにつきまして、私も個人的な思いの中でもあります。私、母方の祖母が私が中1のときに認知症になって、近くの畑で大根を引っこ抜いてきて大変ご迷惑をおかけしたりとか、いろいろうちの母も苦勞をしていました。また、父方の祖母、大正3年生まれですが、今、鹿児島で元気ではあるんですけども相当認知症が進んだ状態であると、コロナでもう1年以上、鹿児島へ行けていないんですけど、顔が分かるうちに早くと思っておりましたけど相当厳しいだろうなと思っています。そういったこともありまして、私個人の考え方からしてもやはり認知症に対する思い、認知症をどういうふうにしていくのかというのは大変思いがあります。

実は、町内でも認知症になっている方との交流もありまして、いろいろ私が接する中で思うのは、やっぱり状況によっていい悪いがあるんですけども、いい状態であれば本当に私のことが誰かもよく分かってくださるし、本当にいい交流もできます。また、そうじゃない調子の悪いときであってももちろん40何歳のその辺のあんちゃんですから、そういう感じであれば十分接することができるわけでありまして。会ったときには町長と分かっているけど、帰りのときにはあんた誰だったっけみたいなそういうこともありますけれども、それでも認知症になっても豊かな人生というのは送れる可能性が十分あるんだなということを町長になってから2年間、高齢者の方と接する中で、特に認知症の方と接する中でいろいろと勉強させていただいたなという思いを強く思っているところがございます。そういったことから、私としてもかなり重点的に取り組んでいきたいなというふうに思っているところであ

ります。

また、ちょっと先ほどタクシー利用助成のことについてお話が出ましたので、少しお話しをします。

やはりタクシー助成についてはこれまで1,000円券を400円でということでしたけれども、それを300円に下げる、私の思いの中でバスの運賃にできるだけ近づけられないかということが一つありました。やはりタクシーとして1,000円を400円で使えるというのは安いわけですが、ただなかなかバスがあるわけでもない中でほかに公共交通機関があればもっと安いかもしれないという中でできるだけ町の負担を高めるということが必要なんじゃないかということで、今回値下げに踏み切りました。

また、私の中では値下げより大きな意味を持つのが用途制限の撤廃だろうと思っています。これまで役場ではやはり税金を支出するからにはちゃんとした用事じゃなきゃいけない、遊興目的はとんでもないんだというような考え方があったのかなと思うんです。ですが、タクシーの利用に当たって病院に行くのはいいんだと、だけのお友達と少し遠くに出かけましようとか、無尽に出かけましようとか、そういったことがだめというのは私にとってはバランスが悪いなと思っていました。

役場としてタクシーの用途の良し悪しに口を出すみたいなことは私はあまりどうかなというのをこっちに越してきた直後くらいからそういう感想を持っておりました。例えば、はつらつサポーターなど介護予防教室に出かける場合を考えますと、確かに介護予防の体操そのものにも意味があるといえればあるんですけども、けど月1回に体操をやるという、ただそれだけで終わってしまうならば、介護予防上の絶大な効果があるかという、それはやっぱり家でやるとか継続的にやらないとそこまで大きな意味は継続できないと思っています。しかし、そういった場所に出かけるのは体を動かすことだけが教室の目的、効果ではないと思っています。そこにお仲間がいてお話しをしたりとか、あとボランティアで来てくださっているスタッフの方と触れ合う、そういう家に閉じこもりきりにならずに、その方が社会に開かれた存在であり続ける、そのための手段として介護予防教室もあるんだと考えればそれは大変意義が大きなものになるわけであります。

そういった考えに立つと、病院に行くのは二重丸だけど無尽に行くのはバツェンだと、そういうことは私は高齢者の皆さんがいきいきと生活していただきたい

という願いからは離れた判断だったろうと思っています。そういった私なりの人生観というか健康観の中で用途制限はスパッと廃止するべきだと考えました。

実際、こういう新たな運用を始めますと町民の方からもこれはいかがなものかといったような事例ももしかしたら出てくるかもしれません。ですが、少数の例外のために制度全体が有効活用されないことのほうがよくないのではないかというふうに思っております。本当にまずい使い方があれば、後で改善していけばいいのかなと思っております。

そういったわけで新たな運用が始まった後も町民の皆さんには温かく見守っていただければ幸いに存じますし、お気づきの点がありましたら、ぜひともご享受いただければ幸いに存じます。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） どうも町長のお話にありましたように人との触れ合い、接触というのは大変大事なことだと思います。したがって、先ほど提案したサロンなどはそのもしかしたら典型的なツールかもしれない。こういったことも頭においてこれからの行政に当たっていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、通告8番、池田健一郎議員の通告の全てを終了します。

通告9番、市村千恵子議員の質問を許可します。市村千恵子議員。

（13番 市村千恵子君 登壇）

○13番（市村千恵子君） 通告9番、議席番号13番、市村千恵子です。

暮らしを支えるさらなる対応をと高校生の通学補助の実施はの2点について質問いたします。

コロナ禍が長期化する中で様々な理由で生活の困難さが増しています。町ではこれまでコロナ禍における生活支援、経済対策と積極的な対策を講じてきましたし、今回の新年度予算においても学校給食費無償化の継続といいますか恒久化を始め、テイクアウトの半年間の延長や補助率30%のプレミアム付商品券の事業など3万冊分ですか、それからまた経営健全化支援資金の利子補給ということで1,300万円と大きく計上されております。

また、今お話があったようにタクシー券の自己負担分の400円から300円に



引き下げたと、それから介護保険料についても県下の中で2番目に低い保険料が据え置かれたということで非常に高齢者の方にとっては負担軽減になると思っています。

また、国保税においては資産割を4.5%引き下げるなど、暮らし、経済を応援する新年度予算であると評価するところであります。

しかしながら、コロナ禍が本当に長期化する中できめ細やかな施策、それからその施策の情報発信、それから相談体制というのが求められると思ひまして、次の点を質問いたします。

そのきめ細やかな政策の一つとして自主的PCR検査への補助を実施できないかということでお聞きします。

2020年1月16日、国内初感染者の確認がされて1年が経過するわけですが、その間には緊急事態宣言が全国に発出され、収まったかにも見えましたが、感染者は増え続け、コロナ感染症の拡大の第2波、第3波が来て、全国では1日の陽性者が1月8日で7,844人にも上り、2回目の緊急事態宣言が1月8日、それから1月14日と11都道府県に発出されたわけですが、期間は2月7日まででした。その中の栃木県は2月8日に解除されましたが、残りの10都道府県は2月末まで延長され、大阪、兵庫、京都の関西3府県と愛知、岐阜、福岡県のあわせて6つの府県で2月28日をもって解除されました。しかし、関東の東京、埼玉、神奈川、千葉の4都県は3月20日までまた再延長となり、不要不急の外出の自粛を飲食店への時短営業の要請などがされているところです。

病床が本当にひっ迫していると懸念されるわけですが、3月9日10時時点での今日現在の新規感染者数は600人、いまだに600人全国で出ていると、その中で重症者数が380人、全国でこの重症者も前日比から7人も増加しているとの報道であります。全国の死者数も8,307人となっています。本当に医療従事者の方にはかなり長い期間従事されていて、本当に休まるときがないということで本当に敬意を表するわけですが、病床のさらなるひっ迫が懸念されるわけです。

長野県においても感染者数が毎日のように二桁の陽性者の発生が報道され、当町を含む小諸市、佐久市、軽井沢町が感染警戒レベル5となりました。

町長招集挨拶にもありましたが、昨年12月には4例、年が明けて1月には21例

で当町で一番最初に確認されたのが昨年の第2波の最中であった8月5日ですか、それが1例が確認されてからこれまで28例ということでありましてけれども、1月20日の確認が最後ということでありましてけれども、現在は出ていませんけれども、県内の中では2月28日から3月4日まで0人という日が続いていました。しかし、5日には1人、6日には4人、7日には5人というふうに感染が確認され、昨日は0ですか、います。ワクチン接種に期待がかかるわけですがけれども、専門家の中には第4波が来ると言っておられる方もおり、また政府の新型コロナウイルス感染対策分科会の尾身会長は3月5日の参議院予算委員会でコロナ感染の年内の集束は見込めないとの見方を示しています。年内に人口の六、七割がワクチン接種を受けると仮定しても、恐らく今年の冬までは感染が広がり、重症者もときどき出ると述べています。全国的には救急搬送されPCR検査をしたところで感染が確認されたような事例や、家や家以外のところで倒れて亡くなってしまい、検査したところ要請であったという事例も報道されています。

PCR検査を受けやすくして無症状感染者を早期発見し、保護することで感染拡大を封じ込める、感染拡大を食い止める有効な手立てだと思うわけですがけれども、このPCR検査を受けられる人というのはだんだん変わって、今は、まず最初は症状が出たら保健所にとということだったんですが、今は医療機関のほうに症状があれば受けられると、そうすると行政へ検査ということによって自己負担は初診料のみということですがけれども、そうではない、1m程度以内、15分以上接触があった場合は濃厚接触者というふうになるわけですがけれども、濃厚接触者でない限り、このPCR検査の検査費用というのは全て自己負担、約3万円弱、今、郵送で簡単にできるとかいうのもありますけれども、この通常のPCRとなると3万円弱の費用がかかるのかなというふうに思います。

県内でもそうした中、PCR検査に補助を出す自治体というのも出てきているわけですがけれども、ぜひこの無症状者の早期発見で効率的なPCR検査を受けやすくするために、ぜひ町でも自主的PCR検査への補助を実施していただきたいと思うわけですが、お考えについてお聞きします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの検査でございますが、発熱や咳などの症状がある方や新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触あるいは長時間接触し、感染の可能性が総体的に高くなっている方であれば、保健所や医療機関において初診料以外の自己負担なしで行政検査として検査を受けることが可能でございます。

一方で、例えば仕事で海外に行く場合に相手国や勤務先から検査証明を求められる場合や帰省などのために希望による検査を受ける場合、こちらは検査費用は自己負担でございます。

現在、佐久圏域では、北佐久、南佐久にそれぞれ1か所ずつPCR検査センターが設けられているほか、医療機関名は非公表となっておりますが、幾つかの医療機関でPCR検査を実施していて、昨年5月、6月の新型コロナウイルス感染症の第1波直後とを比べ、行政検査の実施体制は充実してきております。

自主的なPCR検査の実施は社会的経済活動を行う上で安心材料となる一方、陰性であっても感染早期のためウイルスが検知されない可能性や、その後の感染の可能性があること、自主的なPCR検査の件数が増えることで行政検査の検査可能数を減少させる可能性があることから、現段階では自主的なPCR検査への補助の実施は行わず、今後の状況を見て検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） ちょっと今後の状況を見てということなですけれども、県はこの高齢者施設や医療機関等の施設設置者が従事者等を対象に自主的に行ったPCR検査の費用への支援ということで特別警報に感染警戒レベル5ということで、当町も対象だったわけですがけれども、そのPCR検査、自主的に行ったところの施設に対して3分の2ということで、検査1件当たり1万5,000円ということで対象期間、令和3年1月6日から令和3年3月31日までということで実施していたわけですがけれども、当町の事業所でこの補助対象を受けて実施したPCR検査の費用を実施したところがありますか。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主

検査費用の補助事業、県が実施しているものでございます。これは新型コロナウイルス特別警報、または緊急事態宣言の発出機関及び発令期間解除後2週間以内に高齢者等の感染拡大抑制のため、高齢者施設が従業員等を対象に自主的に行った検査にかかる費用を助成するという県の事業でございます。

御代田町では令和3年1月11日から2月7日までに実施された検査がこの補助の対象となります。

町が指定しております地域密着型事業所及び居宅介護支援事業所に確認をしたところ、自主的に検査を実施したところはございませんでした。

県が指定している事業所につきましては、町のほうでは把握しておりませんが、県から直接通知が発出されておりますので、該当する場合には申請がなされているというふうに思われます。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 今回、県の補助を使っては実施をされなかったということがあります。

本当にこの第2波、第3波の中では佐久管内においても医療施設でのクラスターが発生したり、施設でのクラスター、県下でもあったわけですがけれども、国は高齢者などの検査の自治体に費用の最大限半額助成ということを昨年からは始めているわけですがけれども、これは第1波の後にやはりかなり保健所がひっ迫していたということで、保健所に代わる対応を自治体が行えれば、その行った自治体に対して補助を出すという制度らしいです。その65歳以上の高齢者や基礎疾患、肺や腎臓などの基礎疾患のある人への検査、それから基本的に濃厚接触者など、感染が疑われる人について、その自治体が公費で行った場合、クラスターが確認された地域にある介護施設の入所者なども対象に追加して実施されていたわけですが、これは本当に保健所と同じような役割を果たす自治体ということだからかなり大きな保健所があるような市でないと対象にならないということなわけです。

本当に国がこういう中で今やっぱりクラスターなり、それから感染の無症状者を早期に発見するというものでは社会的検査というものもされてきてはいます。全国的に25の県でそういうのを実施しているというような報道もあります。

やはり国がもうちょっとこのPCR検査に対して積極的にしていただくことが重

要なのかなというふうには思っています。この国が始めている補助金の中にはどう  
いう理由なのかといえば、やはり自治体により広く検査をしてもらうことで感染し  
た人が重症化するのを予防して、病床のひっ迫も防ぎたいというねらい、本当にそ  
のとおりだなというふう思うわけです。

町はちょっと保健所も持っていませんし、小さいですので、なかなか保健所に代  
わるような、感染者が出たらそれをどこの病院に入院させるとか、無症状だったら  
どこに保護するとか、そういうことも全部やらないとこの補助対象、PCRは1万  
円ですか、抗原検査は3,750円というのが補助対象になるという制度ですけど、  
本当にもうちょっと自治体を使いやすいような制度を国はしっかり考えていただき  
たいなということで国会のほうでもいろいろそういう追及をしているわけですけど、  
なかなか国は広範囲におけるPCR検査というものをなかなか実施していないのが  
現状であります。

ぜひ、また、今先ほどもあれなんですけれども、県内は今のところは落ち着いて  
きたとは言っても、本当に第4波が来るのではないかと、なかなかワクチンの接  
種というものも順調に進むのかどうかというものもかなり疑問でありますし、やは  
り4波が来るかもしれない、それから恐らく冬までは感染が広がる、これで都市部  
の緊急事態宣言が解除されて、また人口の移動が始まれば、また感染拡大するの  
かなという懸念があるわけです。

そういう中で先ほども状況を見ながら町としても考えていくということでありま  
したけれども、そういうことでよろしいでしょうか、PCR検査について。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 今後の状況を見て検討してまいりたいというふう  
に考えております。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） それでは、次の質問に移ります。

感染予防対策で学校や保育園、児童館、その他の公共施設の手洗い水栓の自動化  
の促進についてお聞きします。

今現在、基本的な感染防止策の徹底のお願いということで人との距離を確保、2m、  
最低でも1m、それから3密の環境を回避、それでマスクの着用、手洗い、手指の

消毒を徹底、体調が悪い方は体調がよくなってから2日以内の方は外出しないでくださいというようなことが、現在、言われています。本当に手洗い、重要ということでもありますけれども、そんな中で今年の12月新型コロナウイルスクラスター、感染者集団が2件発生しました。12月上旬にコールセンター従業員の20人が集団感染、12月下旬には都営地下鉄線、運転手39人が集団感染、共通していたのは歯磨きやうがいなどを行う洗面所が感染もとだったと推測されたということでもあります。当初の報道では蛇口にウイルスを含む唾液が付着し、それを触ったことによる接触感染が感染を拡大させた可能性が高いとされてきました。しかし、調査を保健所や歯科医師会が行って、蛇口のほかにも感染リスクがあるということが分かったようです。それはエアロゾルです。エアロゾルは煙のように目に見えない微細な粒子のことで、空気中に長時間漂うという特性があると、吸い込むとウイルスが一気には今で到達してしまし、重い肺炎などにつながる危険性があるということです。

今、手洗いやうがいの仕方というものもよくテレビでもいわれています。蛇口の高いところで手を洗うのではなく、本当に下のほうで一番低いところで手を洗う、それからうがいもそこでガラガラやらずに下まで一番低いところに吐き出すと、うがいの水も少量にするなどいわれているわけですが、そういう中で自動水栓でない蛇口では、やはり手を洗った後にレバーやハンドルに触れることになるため、汚れが再付着してしまい、手洗いの効果が減ってしまいます。自動水栓はレバーやハンドルなどを触ることなく水を出し、止めることができるため、より衛生的に手洗いを行うことができます。特に不特定多数の人が使用する手洗い場の衛生対策としては自動水栓は効果的だと思います。さらに、自動水栓を導入することで衛生面の向上だけでなく、節水効果も高まると、石けんで手を洗っている間は自動で水が止まり、手洗い後も蛇口の閉め忘れがなくなります。新型コロナウイルス感染のために本当に手洗いが回数が増えています。公共施設においては高い節水効果も期待しているのではないかと思います。センサー式の蛇口には様々あって、吐水口にはめ込むタイプ、蛇口全体にかぶせるタイプ、水栓本体に搭載されているタイプといろいろあるわけですが、この感染予防対策で学校、保育園、児童館、その他の公共施設の手洗い水栓の自動化の促進をするべきと考えるわけですが、町の考えをお聞きします。

○議長（五味高明君） 木内教育次長。

（教育次長 木内一徳君 登壇）

○教育次長（木内一徳君） それでは、まず教育委員会から小中学校の状況についてお答えいたします。

市村議員おっしゃるとおり、手洗い水栓を自動式にすることで蛇口をひねる必要がなくなり、新型コロナウイルスの感染予防など衛生管理面において大変効果的であると考えております。そのほかにも節水によるコスト削減なども期待されているところです。

児童生徒がトイレを含めた日常的に使う手洗い水栓の数は北小で53か所、南小で90か所、中学校で118か所であり、学校内の手洗い水栓の数は合計で261か所ということでかなりの数ということになります。

手洗い水栓の自動式化については、昨年10月に学校側と協議をした経過があります。先ほども申し上げたとおり、児童生徒が利用する手洗い水栓の数はかなり多く、その中で一部を自動式に交換したとしても全て自動式にしなければ、感染症対策としては難しいのではないかと。それよりは日常における手洗いやうがいを励行して感染症予防のためのアルコール消毒液や手洗い用石けん液などの衛生用品を購入してほしいという意見が学校側からありました。こうしたことから学校側の要望に応え、感染症予防のためのアルコール消毒液などの衛生用品、非接触型体温計や体育館で使用する大型扇風機など感染症予防に必要な消耗品などを購入いたしました。

文部科学省が作成している学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルによりますと、接触感染の仕組みについて、児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として手洗いを徹底するとあります。

学校としても児童生徒に対して手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットといった基本的な感染症対策を重視するとともに、健康的な生活により児童生徒の免疫力を高め、教育環境を確保していきたいと考えております。

手洗い水栓の自動式化についても感染予防の観点から学校側と引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

(町民課長 柳沢俊義君 登壇)

○町民課長(柳沢俊義君) それでは、私からは保育園、児童館の対応についてお答えいたします。

保育園では子供が使用します蛇口の数でございますが、やまゆり保育園では21か所、雪窓保育園では38か所でございます。全て回すタイプの蛇口でございます。

また、児童館では東原児童館で4か所、大林児童館では5か所です。このほかに両館ともトイレに3個の蛇口がございますが、こちらは全て自動化となっております。

ご指摘の手洗いの水栓の自動化につきましては、保育園では施設自体が大分古くなってきておりますので、施設の修繕にあわせて検討してまいりたいと思います。

また、児童館につきましては比較的新しい施設でもございますので、学校、公園といった他の公共施設の調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(五味高明君) 荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長(荻原 浩君) それでは、私からはその他の公共施設についてお答えをいたします。

財政面を考慮いたしますと施設の更新時にあわせて順次改修していくということが望ましいとは思いますが、例えば公園のトイレのように既に和式から洋式化の工事にあわせて前倒しして改修しているものもございます。

今後につきましても不特定多数が利用する公共施設につきましては、順次検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長(五味高明君) 市村議員。

○13番(市村千恵子君) 学校、それから保育園、児童館、その他の公共施設においても施設改修費などにあわせながら、また学校とは当局とも相談しながら検討していきたいということで、かなり前向きなご回答をいただきましたので、ぜひともこの自動水栓化の促進というものを図っていただければなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

厚生労働省は3月1日、新型コロナウイルス感染拡大に関連する解雇や雇い止めは見込みを含めて2月26日時点で累積9万185人になったと明らかにしました。



今年に入って緊急事態宣言が再発令された都道府県での増加が顕著になっています。年度末のタイミングで人員整理に踏み切る企業もあり、解雇や雇い止めがさらに顕在化する可能性もあるということです。

県内においては、解雇や雇い止めは県内でも依然として後を絶たず、これまでの累計で1,900人に上っています。長野労働局が先月25日の現在集計したもので、県内での解雇、雇い止めはこれまでに145の事業所で1,905人となりました。月別の集計では去年の12月が200人余りで、1月は30人台となりましたが、先月は130人に増加するなど依然として後を絶たない状況が続いているということです。

12月の賃金も厚生労働省が2月9日発表した2020年12月の毎月勤労統計調査速報値によれば、名目賃金を示す1人当たりの現金給与総額は前年同月比3.2%減の54万6,607円だった、単月ではリーマンショック後の2009年12月以来、11年ぶりの大幅な落ち込みとなった。新型コロナウイルス感染拡大による企業活動の停滞で残業時間が減少し、業績悪化に伴う賞与カットも響いたとのことであります。

今朝の信濃毎日新聞にも出ていましたが、県内のひとり親世帯の半数近くが月収10万円未満ということで出ていました。新型コロナウイルス感染拡大により県内で家計が悪化したひとり親の半数近くが月収10万円未満で生活していることが8日、県が実施したアンケートで分かったとあります。コロナの影響が出る前、前後の月収の変化を尋ねたところ、10万円未満は23%から48%に増加したと、非正規のひとり親に限ると月収10万円未満は31%から60%に跳ね上がったと、児童扶養手当が増額になり何とかしのいでいると、そういう中でこの減収に対してどう工夫をしているかといえ、複数回答ということなので66%が食材を除く買物を抑制しているというのと、65%の人は食費の節約をしているということでありました。

そういう中でこういう解雇や雇い止めなど様々な理由で大幅に減収しているわけで、昨年度からこの貸付を社協が窓口で行っているわけですがけれども、相談が増加しているとお聞きしています。

この緊急小口資金特例貸付と総合支援資金生活支援費は、新型コロナウイルスの影響による休業により一時的に賃金が必要になった方に対して一時的に生活資金な

どを貸し付ける支援制度であります。どちらの制度も無利子、保証人なしでも生活資金を借りることができます。両制度とも申込み窓口は社会福祉協議会です。返済開始時期を来年3月末までに延長がされました。それから、総合支援金の3か月分の再貸付けというのも受付が始まっているということでもあります。これにより最大貸付額は140万円から200万円になりました。

この社会福祉協議会が窓口となって実施しているこの緊急小口資金特例貸付と総合支援資金生活支援費の申請状況についてお願いします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 緊急小口資金、それから総合支援資金の状況についてご説明いたします。

まず、緊急小口資金でございますが、休業等により収入の減少があり、緊急的かつ一時的な生活維持のための20万円を上限とした貸付けでございます。令和3年2月末日までの申請件数が108件、1,996万円となっております。

また、総合支援資金は収入の減少や失業した場合の貸付けで単身世帯で15万円、2人以上世帯で20万円を上限としております。こちらの2月末日までの申請件数が85件、4,447万円となっております。

この貸付事業の当初の申請受付期間は令和2年8月末まででしたが、コロナの収束が見込めない中で12月末まで延長となり、さらに令和3年3月末まで延長となっております。

加えて緊急事態宣言の延長等に伴う経済的支援策として緊急小口資金及び総合支援資金の貸付けが終了した方を対象に総合支援資金の再貸付けの受付、こちらが2月19日から3月31日までという形で実施をされております。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 本当にこの緊急小口資金、今お答えいただいたように108件で1,996万、それで生活支援金においては85件の4,447万です。社協のほうにお聞きしましたら、2月19日より総合支援の再貸付けというのが受付が始まったということで、現在1件、33万円借りる方がいらっしゃいましたという話でありました。

本当にこれは貸付けなので、今の金額を言うところを今度返済期間は猶予された、延長になったと言っても返さなくてはいけない状況の中で非常に大変な状況になってくるのかなというふうに思うわけですけれども、生活を何とか維持するためにはどうしてもやっぱりこういった小口資金なり生活支援費をお借りしなくてはいけないのかなという中で本当に先ほども雇い止めだ、それからお給料が本当に減っちゃったという中でこういった社協が窓口となって実施しているわけですけれども、その周知とそれから社協との連携についてお伺いします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） まず、周知についてでございますが、この2つの貸付金を含めたコロナ関連の特例事業については町のホームページへの掲載、メール配信等で周知するとともにチラシを窓口のほうに設置し、また地域福祉の担い手であります民生委員さんに配布をしております。さらに、役場の入口にポスターの掲示をするなどして周知に努めており、相談を受ける中でこの貸付事業に該当される場合には社会福祉協議会へつなぎ申請をしていただいております。今後も引き続き実施してまいります。

それから、社会福祉協議会との連携でございますが、これまでも生活に困窮されている方や支援を必要とされている方への支援のために連携してまいりましたが、今般のコロナ禍の中、これまで以上に連携、協力して支援に努めております。

自立に向けて継続した支援が必要な方を支えるため、日々、担当者間での連絡の取り合い、こういったことを一体となって実施しております。

新たに来年度からは町が福祉と介護現場の実情を把握するために町長と社会福祉協議会職員との懇談会の開催、それから一体となって地域福祉を推進するために行行政代理理事であります副町長の常務理事就任、また現在も月に一度開催しております連携強化のための連絡会議、こちらを理事者も含めた会議に拡大してまいりたいというふうになっております。さらに職員の人事交流、こちらについても検討することに加えまして、社会福祉協議会において試験的に情報共有システムを導入するなど、住民が安心して暮らすことができる地域福祉の構築のために、さらに連携強化に努めてまいります。

令和2年、昨年第4回議会で町長からも答弁しておりますが、町と社会福祉協議

会の連携協力につきましては、車の両輪ではなく、さらに進んだ形で手を携えて一体となって町の福祉課題に全力で関わり、迅速に対応するという理想的な形の実現に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 先ほどもかなりの方がお借りしているという中で、政府はこの緊急小口貸付の住民税非課税なら一括返済免除というのを厚生労働省が2月2日夜、発表しました。その200万円最大借りられるという総合支援資金についてはまだ検討中だということでもあります。今、そういう中で社協が窓口になって実際これだけの方がお借りしているという中で、周知にしてもかなりやっていたというのか、西軽テレビさんでも文字放送でしっかりとされていたし、それからメール廃止もされているなど、町のしっかりと広報しようという姿勢が見受けられました。ぜひ引き続き努めていただきたいなというふうに、周知をお願いしたいと思います。

町長も12月の答弁で社会福祉協議会とは一体的に進めていくとおっしゃって、今、課長も答弁したように広報やまゆりで社協との連携強化についても町長はおっしゃっておいりましたので、ぜひ連携して生活困窮する方のよりどころとなるような施策にしていきたいなというふうに思います。

しかしながら、これらの制度は非課税世帯は免除ということはあったにしても、そうでない人は返さなくてはいけなく、もちろん貸付けですから返さなくてはいけません。しかし、コロナがいつ収束するのかというのか、先が本当に見えない中でさらにやはり困窮者が出てくるかなというところでは、本当に貸付けだけでは対応しきれないのではないかなと、そうすると次の生活保護の部分になるわけですけど、移行せざるを得ないのかなというふうに感じているところであります。

次の質問であります。

生活保護は権利であることを徹底し、周知と相談体制の強化をということで質問いたします。

非正規への休業手当ということが昨年の6月頃、その当時は安倍首相でした。かなり問題視されていきました。日本共産党の田村智子参議院議員ですけれども、6月15日の参議院決算委員会で、新型コロナウイルスの下で横行する非正規切りや生

活保護申請への不適切な対応の実態を示して、非正規雇用への休業手当の支払いの徹底や生活保護の積極的活用を促すよう求めました。コロナ禍での生活困窮者の支援については生活保護を申請させない水際作戦が多く自治体で見られると指摘、ドイツでは政府が誰一人として最低生活以下に陥ることがあってはならないと呼びかけていることを紹介し、当時の安倍晋三首相に対し、「生活保護はあなたの権利だ」と政府が国民に向けて広報するときだと押し迫りました。それに対して安倍首相は「文化的な生活を送る権利があるので、ためらわず生活保護を申請してほしい。我々も様々な機関を活用して国民に働きかけていきたい」と明言したわけです。これが先ほど言いました6月16日の参議院の決算委員会であります。

そんな中で「生活保護は国民の権利です」というのが厚労省から申請が呼びかけられました。昨年12月25日、コロナ禍で迎える初めての年末年始に生活困窮者の増加が心配される中、厚生労働省が生活保護の積極的な利用を促す異例の呼びかけを始めました。「生活保護の申請は国民の権利です、ためらわずに相談してください」といったメッセージをウェブサイトに掲載し、申請を促しています。

長野県のホームページの生活保護制度を検索するとトップ画面にやはり「生活保護の申請は国民の権利です、生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですのでためらわずご相談ください」と書いてあります。大変心強いことでもあります。

申請にいたっては生活保護の相談申請窓口は社会福祉事務所となっています、町には社会福祉事務所はありません。市の単位になってくると市の中にあるわけですが、町村は県の保健福祉事務所に福祉事務所というのがございます。そこで申請、町が窓口となって決定するのは社会福祉事務所なわけですがけれども、昨年12月議会の総務福祉文教常任委員会の委員会で小井土議員が生活保護受給者の状況について質問したところ、町内において現在32世帯が受給していると、今年度新たに受給対象となった世帯はなく、また亡くなられた方がいたため昨年度より減少しているとのことでした。

そういう中で全国的にはこの生活保護申請、初の増加ということで3月の統計が出ておりました。厚生労働省の集計では全国的に大幅に増加しています。2020年1月の生活保護申請件数が22万3,622件に上り、前年から1,672件増えたことが3日、明らかになりました。前年度から増加したのは比較可能な2013年以降初めて、新型コロナウイルス感染拡大による雇用情勢の悪化が影響したと見ら

れています。年間の申請件数は2013年の計25万4,785件から減少傾向が続いていましたが、2019年は22万1,950件でした。しかし、20年春に新型コロナの緊急事態宣言が発令され、同年4月は前年度同月比24.9%増、休業要請が暮らしに影響し、伸び率が過去最大となっているわけです。

そんな中、菅総理も先ほど安倍首相、当時でしたけれども、菅総理も1月27日の参議院予算委員会で1人10万円の定額給付金の再支給について問われたところ、再支給を拒否した上で最終的には生活保護があると述べています。ぜひともこの生活保護は権利であるということを徹底されまして、周知と相談体制の強化について町はどのように対応しているのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） まず、周知でございます。この生活保護の関係でございますけれども、町のホームページに掲載し、県のホームページへリンクを貼っております。また、町民を対象とした補助、サービス一覧に掲載するとともに、今年度はコロナの影響で出席の回数は減少しておりますけれども、平常時は民生児童委員協議会の定例会に福祉事務所のケースワーカーに出席していただき情報の共有等を行っておりますのでございます。

当町では福祉事務所を設置しておりませんので相談にいらした方の困りごとや生活の状況をお伺いし、福祉事務所へつないでおります。

福祉事務所では厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較し、収入が最低生活費に満たない場合にその差し引いた差額を保護費として支給をしております。

生活保護の申請にいらしても生活保護の要件を満たしていない場合や生活保護制度は他方優先の制度でございますので状況をお聞きしていく中で生活困窮者自立支援制度による就労支援や貸付け等を活用することで自立の道が開ける場合がございます。

現在はコロナ禍による特例措置等も様々ありますので、相談者の現状をよくお聞きして支援をしている状況でございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） ぜひ相談で親身になって聞いていただいているということなので、ぜひ続けていただきたいというふうに思います。

この生活保護、結構ハードルが高いわけですが、その一つに扶養照会というのがあります。だから、生活保護を受けたいといったときに、あなたに扶養できる方っていますかということで扶養照会というのがあるって、どうしてもその生活保護を受けるということを身内に知られたくないというところでもそこで二の足を踏むとかいう実態がありました。

これも1月28日の参議院の予算委員会の中で日本共産党の小池晃議員が追及して、生活保護申請をためらわせる扶養照会は義務かということで問われて、田村厚生労働省が義務ではないと明言したとあります。ですから、この扶養照会、自治体の福祉事務所が生活保護申請者の親や配偶者だけでなく兄弟、孫などの親族に対し生活の援助が可能かどうか問いあわせるということで、私も社会福祉事務所のほうにちょっとお伺いしましたら、しっかりと中には照会してほしくないというふうなことを聞けばやっていませんという話もいただいているところです。

虐待とか、それからもう20年来疎遠になっているというような項目があったらいいんですが、これも20年というのも10年程度に短縮したり、これまで70歳以上の高齢者、それから20年間音信不通などといったものを今回20年を10年に、それから相続で対立しているとか、借金を重ねているなど著しい関係不良とも考えられるこの部分も加えられたということです。その扶養照会をしないという中に、ぜひ、本当にこの生活保護、最後はセーフティーネット、今、課長が言ったようにこれに甘んじるのではなく、やはり社会に復帰できるような一時のセーフティーネットとして活用できるように、できたら生活保護を受けなくても、貸付資金とか何かで対応できてということなんですけど、まずは働くところが、今はコロナ禍でなくなっている状況なので、本当に働きたいと思っても働くところがないというのが現状かなと思いますので、ぜひとも社会福祉事務所、それから社協と連携をとって、ぜひ生活保護は権利であるということを徹底して生活再建に向けての生活困窮している方に寄り添っていただきたいというふうに思います。

それでは、2点目の質問に移ります。

高校生への通学補助の実施についてお聞きします。

昨年3月議会で高校生の通学補助は令和2年度、真剣かつ具体的な検討を進めて

いき、小中学校の給食費無料化と同時に達成可能か、もしくは同時にできないにしても少し遅れてでもやっていきたいと、また、財源は学校給食無料化と同様、ふるさと納税とお考えいただければという答弁でありました。

実施に見通しについて、町長、お伺いしたいのですが。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 昨年の3月議会に続いて高校生への通学補助に関して強い関心を払っていただきまして心より感謝を申し上げるところでございます。

さて、小中学校の給食費無償化に関しては、昨年7月からは新型コロナにおける家計支援という暫定的なものであったと捉えておりますので、新年度、つまり今年の4月からは完全実施となります。もう来月からということになります。

新年度の当初予算に上げておりますので、慎重審議の上、原案どおりお認めいただけますことを願っているところでございます。

さて、高校生への通学補助については、その前提として町内には現在高校がない。高校に通う場合、必ず町外への移動が必要になる。それは大変に忍びないことだという私なりの心情がありまして、就任後、教育委員会で分析をしていただき検討をしてくもらったところであります。

もろもろの条件を考えつつ、新年度は典型的な例から外れるようなイレギュラー対応をどうするのか等の検討に時間がかかるものと思います。

当然、財源の確保等にも思いをいたし、給食費無償化の本格実施を実際に進める中でいろいろな点に無理がないことを十分に確認していく上で、令和4年度から実施できるように教育委員会と準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

今のところの私の中のビジョンとしましては、1人月額幾らという金額を算出して、それを数か月分なのか、1年分なのか、ある程度まとまった期間の金額をお渡しすることになるのかなと思います。

通学した実績は恐らく必要になりますので、その実績を確認した上で支給するのがいいのではないかと考えております。

ただ、これもあくまでちょっと例示というところでございますので、これからまた1年かけて検討していく中で精査してまいりたいと考えているところであります。



なお、財源につきましては、従来の答弁どおり、ふるさと納税を原資にすることでできますし、それでいいのではないかと考えているところではありますけれども、財政状況を見る限り一般財源を使うことも十分できる見通しではあると思います。そうなりますと、実際にはふるさと納税を使うのか一般財源を使うのかということにはそれほど大きな差はないのかなというふうに考えているところであります。

また、財源の安定確保を重視する考え方から複数年度分の財源をふるさと創生基金に積み立てておくというような支出を安定させられるようなやり方も検討可能ではないかと思っているところがございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 町長、中学生の模擬議会でも出されていたわけですが、本当にやはり中学生にとっては高校1年生ということで、中学3年生にとってはこの4月からですから、やはりちょっと切実な内容なのかなというふうに思いました。本当に町長もこの子供たちが本当に小諸市ですと短いですが、中には安中市に、群馬ですか、通っている方は半年で18万とかという話もありましたように個人差はあるわけですが、来年、令和4年度から実施していきたいということで、その内容については定期の実績を見ながら何%ということになってくるのかな、補助するのか具体的なところはこれから詰めていくのかなというふうに思っているところです。

本当にこの間、町長は2億円集めると、昨年度の当初予算で基金を本当に何が何でも、ちょっとそのときにおっしゃっていた言葉を忘れちゃったんですけど、かなり本当に無謀というようなことを言っていたような気もしないでもないんですが、でも実際、2億2,000万円以上集められて、それでまた大体経費が50%なくなっていくのが当然なんですけども、中には返礼品は要らないという中で1億2,000万円ほど使えるお金を生み出したということで、今年度の当初予算にも2億円ということで、ぜひ大いに期待しているところであります。

やはり現場としては一番危惧するのは1回始めてしまうとずっとそれが財源的に必要なようになってくるというところで、やっぱりふるさと創生基金に積み立てておくとかいうことも一つなのかなというふうに思うところです。

ぜひ本当にこの間の頑張りには敬意を表するところであります。ぜひ引き続き着々

と公約実現に向けて頑張っていたいただければなというふうに思います。

以上で、終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、通告9番、市村千恵子議員の通告の全てを終了します。

以上を持ちまして、一般通告質問の全てを終了します。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時25分